

茨木市景観計画 (変更案)

平成 24 年(2012 年)3 月策定
令和 6 年(2024 年)3 月変更

茨木市

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 茨木市のこれまでの景観形成の取組み	3
第2章 茨木市の景観特性	5
1. 茨木市の景観特性の分類.....	5
2. 景観要素別の特性と課題.....	7
第3章 茨木市のめざすべき景観像	15
1. まちづくりの基本理念.....	15
2. めざすべき景観像の考え方	16
3. めざすべき景観像.....	17
第4章 茨木市の景観形成の目標	18
1. 自然が身近に感じられる景観をつくる（自然景観）	18
2. うるおいと周りへの配慮が感じられる市街地景観をつくる（市街地景観）	19
3. 歴史の趣が感じられるまちなみをまもる（歴史的景観）	20
4. 心地よさが感じられる沿道景観をつくる（沿道景観）	20
第5章 景観計画区域の設定	21
1. 景観計画区域の設定	21
2. 景観計画区域の区分	21
3. 景観形成地区.....	23
第6章 良好な景観形成の方針	25
1. みどり・田園景観区域.....	25
2. まちなみ景観区域.....	27
3. 景観形成地区.....	29

第7章 行為の制限に関する事項	34
1. 届出対象行為	34
2. 景観形成基準	37
第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	60
1. 景観重要建造物の指定の方針	60
2. 景観重要樹木の指定の方針	60
第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	61
1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方	61
2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針	62
第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準	63
1. 景観重要公共施設の基本的事項	63
2. 景観重要公共施設の指定	64
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	64
4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準	65
第11章 誇れる景観づくりの実現に向けて	66
1. 誇れる景観づくりの意義	66
2. 市民・事業者・行政の意識を高める	66
3. 各地区での実践を促進する	67
4. 効果的な景観誘導のための仕組みをつくる	70
5. 良好な景観形成のための行動規範	71
参考付図（景観区域・景観形成地区の詳細図）	72
1. 景観区域	72
2. 景観形成地区	74

第1章 はじめに

1. 計画の目的

北摂の山並み、棚田、安威川等の自然、城下町や宿場町として栄えた歴史、そして恵まれた交通の便や豊かな緑を活かし広がってきた住宅地や商工業用地。茨木市は、北摂地域の中でも、こうした自然や歴史、市街地の中に見られる風景の多様さが際立っており、それぞれの資源が織り成す調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

今日、茨木市内の各地でこうした風景が見られるのは、私達の先人が、大切なものを守るため、それぞれの立場から取組んできた結果であるといえます。

景観という言葉には、風景をどのように「観」るのか、という意味が込められています。つまり、各地の風景を私達がどのように捉え、守り、育てていくのかが問われており、そのための人々の活動そのものが、次代の新たな風景として継承されていきます。

茨木市としては、山林や田園等の自然とそこで暮らす人々の豊かな営みや、まちなかに住む人々の住環境等を守るため、早くから都市計画制度を活用し、計画的な開発を誘導してきました。また、平成元年に『茨木市都市景観整備基本要綱』、平成2年に『茨木市都市景観整備基本計画』を策定し、茨木市の景観面での特徴を捉え、それを市民・事業者とともに守り、育てていくための取組みを進めてきました。

景観を良くしていくことは、まちを良くし、そこで生活する人々の心を豊かにしていくことに他なりません。全国に目を向けると、急速に変化する社会潮流の中にあって、自然やまちの持つ魅力を維持していくことの難しさに直面している地域や、日々の生活・活動の中で、それまで有していた魅力を一変させてしまったような地域も少なくありません。

各地域の個性ある景観を守り、育てていくための仕組みが、平成16年に制定された景観法により、我が国において初めて法制度化されました。その「基本理念」には、良好な景観が国民共通の資産であることが示されるとともに、市民、事業者、国、地方公共団体それぞれが良好な景観形成に向けて取組むべきことが「責務」として定められています。

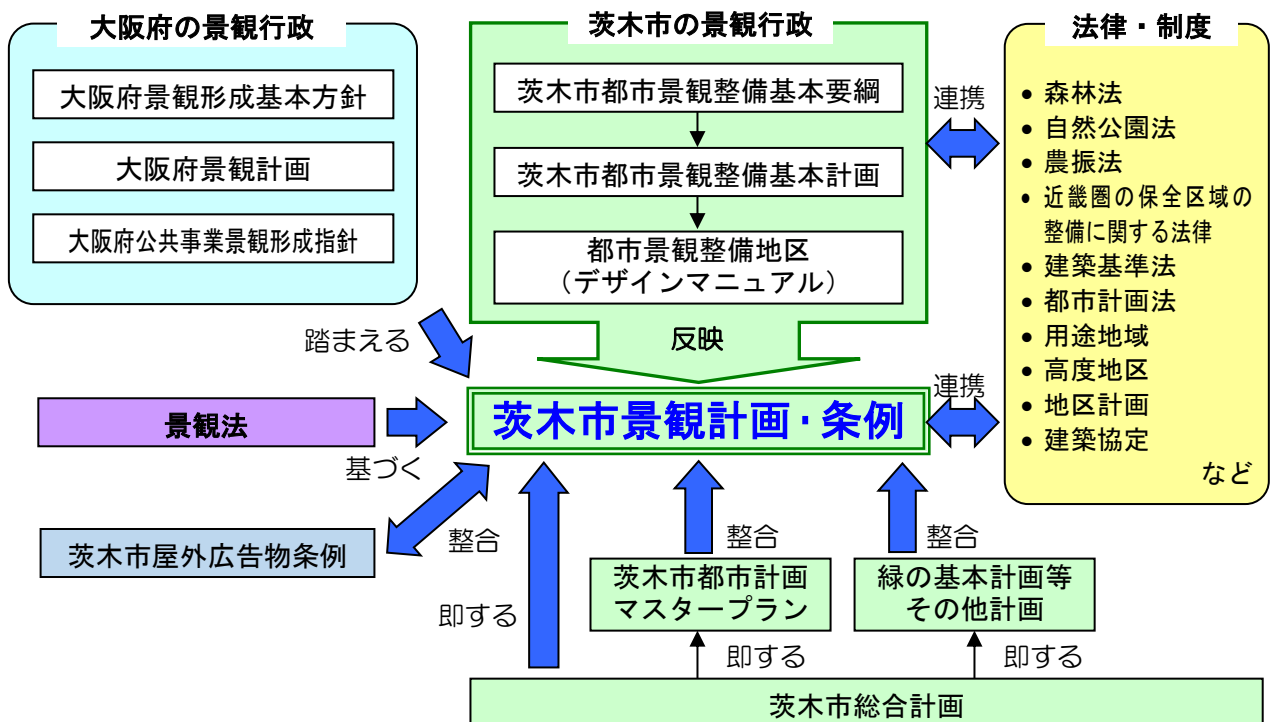
このような経緯の中で、茨木市では、景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示すことを目的に、景観計画を策定しました。本計画は、市民、事業者、行政それぞれが、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針となるものです。

市内での景観形成に際しては、表面的な見た目の良し悪しだけを考えるのではなく、先人達が大切にしてきた周りへの気づかいや美意識を再認識しながら、「景観」をテーマに、今を生きる私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直し、まちづくり、人づくりを進めていきたいと考えています。

2. 計画の位置づけ

景観計画は、これまでの茨木市の景観行政を重視し、その理念等を踏襲するとともに、大阪府の景観行政、さらには関連計画との整合に留意して策定しています。また、関連法令・制度との連携により、茨木市の良好な景観形成を誘導していくための方針も示しています。

なお、これまでの景観行政の取組みであった「茨木市都市景観整備基本計画」「都市景観整備地区デザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」の内容は景観計画に反映し、「茨木市都市景観整備基本要綱」の内容は景観条例に反映させることとします。

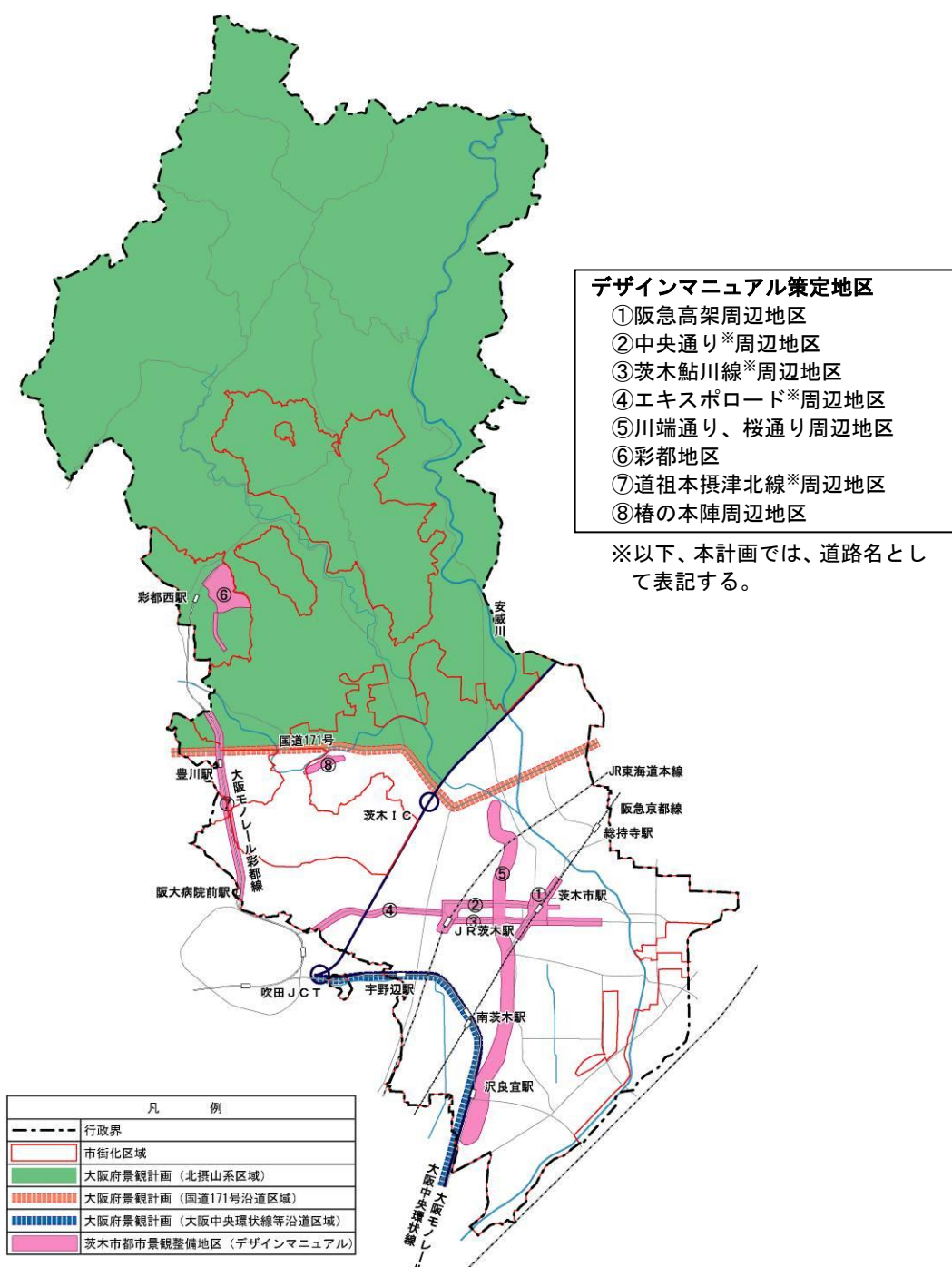


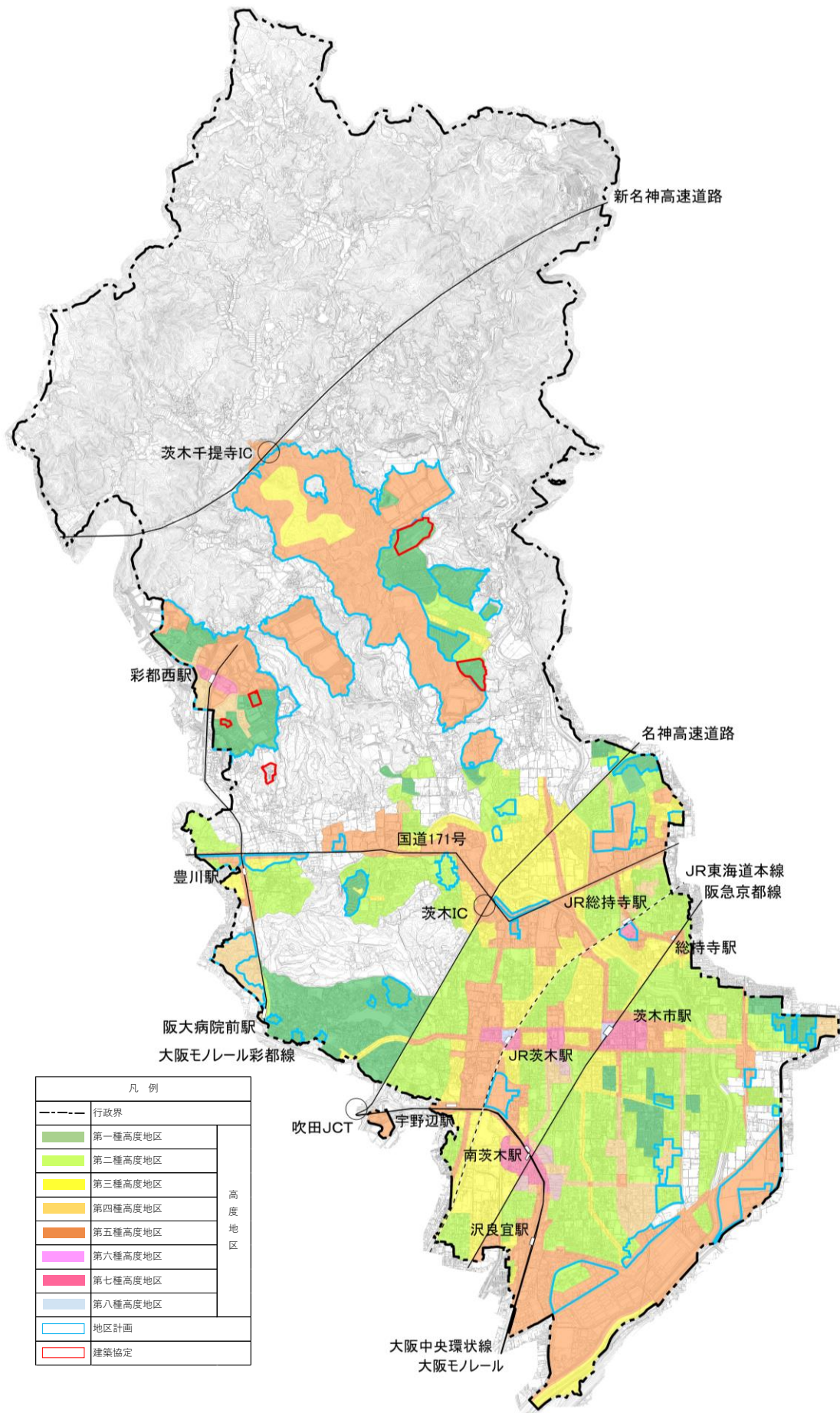
3. 茨木市のこれまでの景観形成の取組み

茨木市では、平成2年に策定した「茨木市都市景観整備基本計画」に基づき、市内8地区で「デザインマニュアル」を策定し、建築物等の誘導を行うことで、良好な景観形成を進めてきました。

また、地域特性に合わせ土地の区画の大きさや建築物の高さ等のきめ細かな制限を定める地区計画や建築協定の活用にも努めるとともに、市街地の特性に応じて建築物の高さを抑制する高度地区を市街化区域に指定するなど、積極的に景観誘導に努めてきました。

さらに、「大阪府景観計画」では、国道171号の沿道、大阪中央環状線の沿道及び北摂山系が景観計画区域として位置づけられ、今後、西国街道も位置づけられる予定となっています。





凡例	
-----	行政界
■ (Green)	高度地区
■ (Light Green)	
■ (Yellow)	
■ (Orange)	
■ (Dark Orange)	
■ (Pink)	
■ (Red)	
■ (Light Blue)	
□ (Blue outline)	地区計画
□ (Red outline)	建築協定

高度地区、地区計画、建築協定指定状況図

第2章 茨木市の景観特性

1. 茨木市の景観特性の分類

(1) 茨木市の地勢

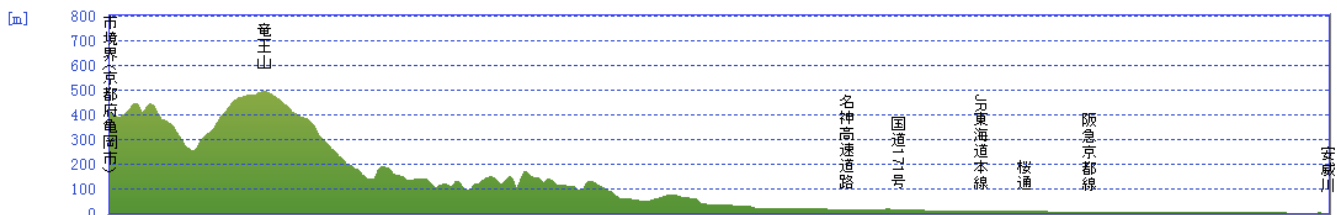
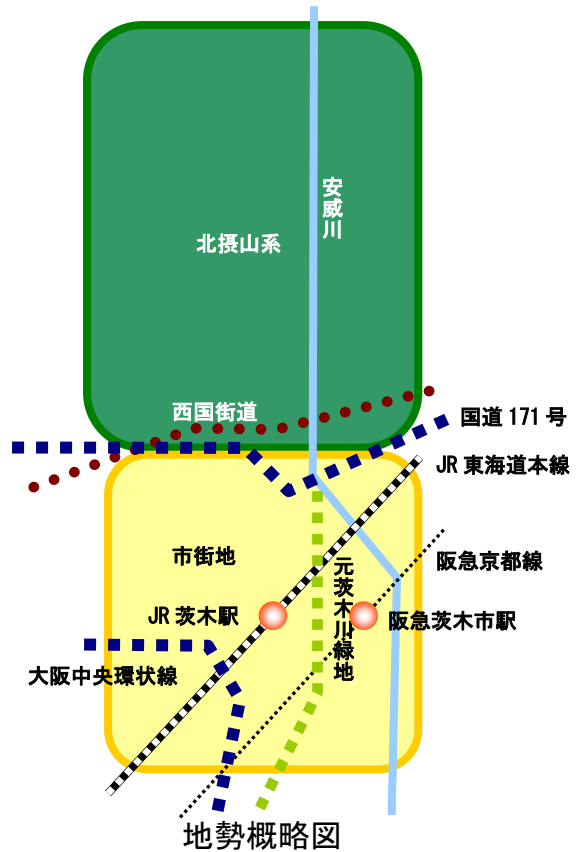
茨木市は、南北に長く、北部は北摂山系、南部には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。その起伏の中を南北に安威川が流れています。

北部の北摂山系では、竜王山をはじめとした山林の中に棚田と農村集落が見られます。また、丘陵地では彩都やサニータウン等計画的に整備された良好な住宅地が形成されています。

南部の平野部には、旧農村集落を起源とする住宅地や、土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地が広がっており、その中を JR 東海道本線や阪急京都線等の鉄道、国道 171 号や大阪中央環状線等の広域幹線道路が通っています。それらの道路沿道では、北大阪流通センター等、交通利便性を活かした流通・業務地が形成され、産業流通都市としての顔も見る事ができます。

JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺は、古くから茨木市の社会的、経済的中心となっていました。1970 年（昭和 45 年）の日本万国博覧会にあわせて、JR 茨木駅の橋上駅舎への建て替えや、両駅前のバスターミナルの整備、市街地改造ビルの建設、両駅間をつなぐ都市計画道路（以下、（都）と表記する。）茨木駅前線の整備等が行われ、茨木市の玄関口としてシンボリックな景観が形成されています。

また、元茨木川緑地は市街地の中心を南北に貫く緑地であり、桜の名所として、茨木市のシンボルとして、多くの人に親しまれています。



茨木市の地形断面図

(2) 茨木市の歴史

茨木市は、日本でも有数の古墳群地帯で、古墳時代の初期から末期までの各時代の古墳が残っています。

古代より京都と西国を結ぶ重要路として西国街道の往来が盛んであり、また、江戸時代には参勤交代にも利用され、「椿の本陣」等の宿場町が賑わいをみせるなど、古くから交通の要衝として栄えてきました。

中世に築かれた茨木城周辺の町は、城下町として賑わった時期もあり、商工業者が集積していました。

江戸時代に入り、一国一城令により茨木城は廃城となりましたが、茨木村は、多くの酒造家が軒を連ね、在郷町として、近辺の村々の社会的、経済的中心となっていました。

明治時代に入ると、鉄道が運行され、明治9年に現在のJR茨木駅が、工部省により開設され、また、昭和3年には、現在の阪急茨木市駅である新京阪電鉄茨木町駅が開設されました。

戦後は、城下町の流れをくむ元町・本町付近に、商店が集積するとともに、豊かな自然環境や交通の利便性を背景に、住宅地、商業地、工業地が発展してきました。

このような、過去から現在に至る人々の営みが、今日における茨木市の景観形成の背景となっています。

(3) 茨木市の景観要素

前述のように茨木市は、「南部に広がる三島平野から、緑豊かな北摂山系、その間に広がる丘陵地等、変化に富んだ多様な地形に恵まれていること」、「歴史的な流れの中で、地域それぞれ特徴のある住宅地を形成していること」、「古くからの交通の要衝として、鉄道・道路等が発達してきたこと」で、商業地や沿道市街地が発展したほか、流通工業地域としての顔も有するなど、多様で多彩な景観特性を有しています。

このように多様な景観特性を持っていることが、茨木の特徴であり、茨木らしさであると考えます。

そこで、茨木市の景観特性を把握するため、茨木市の景観を以下の4つの要素によって分類します。

茨木市の景観要素

①自然景観

- 北摂山系の森林、棚田や集落、田園、河川 等

②市街地景観

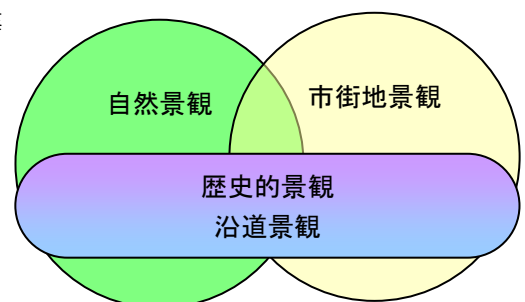
- 住宅地、商業地、工業地 等

③歴史的景観

- 西国街道、亀岡街道 等

④沿道景観

- 国道171号、大阪中央環状線等の広域幹線道路沿道



2. 景観要素別の特性と課題

(1) 自然景観

<特性>

- 北部の北摂山系は竜王山等の緑豊かな山林や公園があり、良好な山の緑が広がっています。
- 北摂山系は、彩都等の住宅地の背後を取り囲む良好な山林景観として保全されているほか、市街地からも尾根の連なりを仰ぎみることができ、市民にうるおいや安らぎを与えています。
- 北部では、山林の緑と一体となった美しい棚田や落ち着いた集落景観が見られるとともに、歴史的な遺産でもある権内水路等が残されており、現在も農業用水として利用されています。
- 穂積・郡山丘陵は、市街地に隣接したうるおい豊かな丘陵地となっています。
- 国道 171 号北側には、北摂山系を背景にした田園が広がっており、市域南部は、住宅地に近接して田園が残っています。
- 安威川、勝尾寺川等では、河川敷が整備されているところもあり、川の流れに沿って開放的な空間が広がっています。

<課題>

- 集落における人口減少、高齢化により、山林や農地の維持が課題となってきており、担い手の育成が必要となっています。
- 農用区域が指定されていない幹線道路沿道の農地については、今後、転用による沿道サービス施設等の土地利用の可能性があります。
- 田園景観の中に大きな屋外広告物や倉庫が見られるとともに、道路沿道については資材置場等が見うけられるところもあります。
- 大規模な土地の形質の変更等については、周辺の景観に配慮した整備が必要となっています。



竜王山



棚田の稲かけ(車作)



権内水路



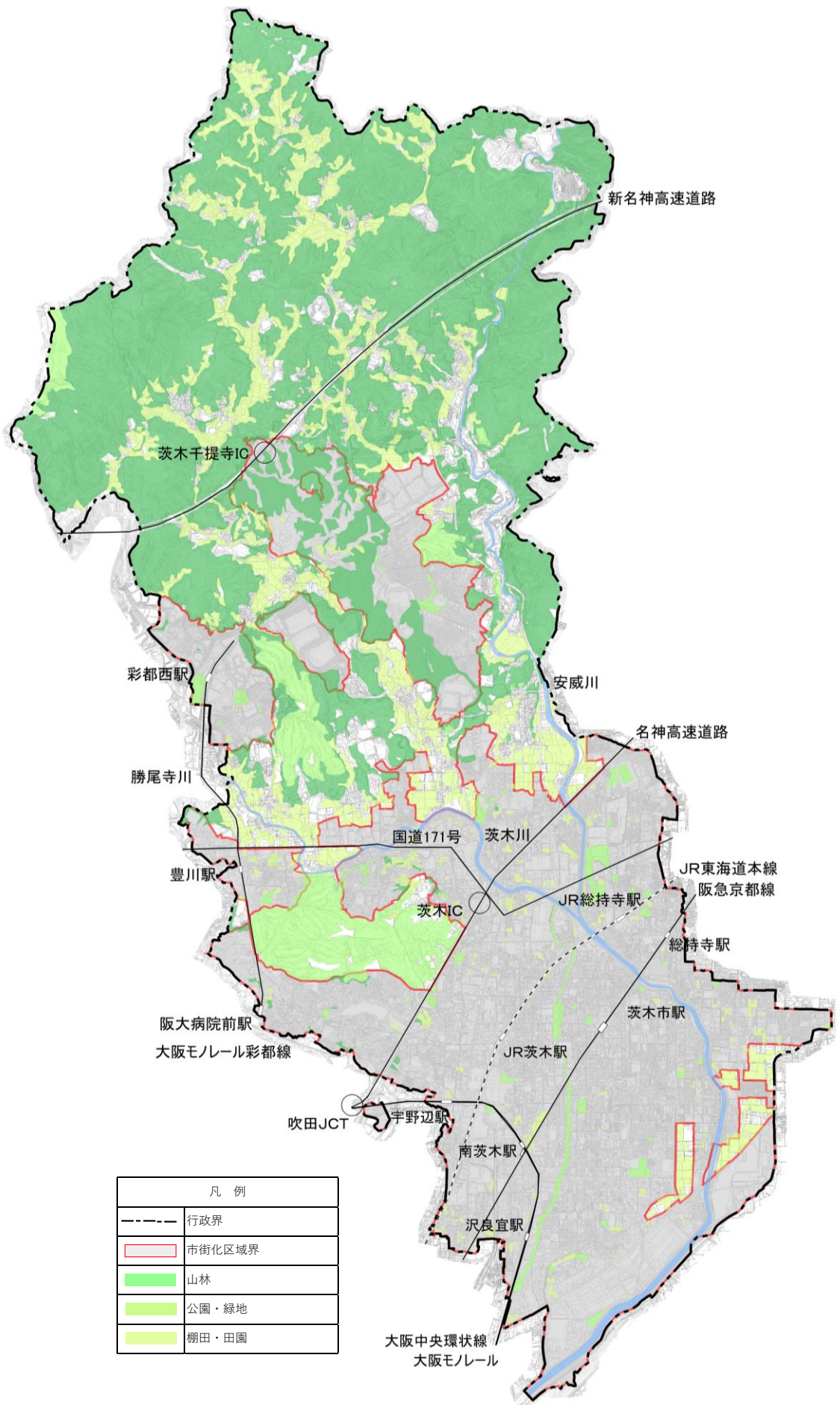
国道 171 号沿いの田園景観



安威川



茨木川からの眺望



自然環境に関する状況図

(2) 市街地景観

1) 住宅地

<特性>

- 良好な景観形成を進めるため、市街地の特性に応じた建築物の高さを抑制する高度地区を指定しています。
- サニータウンや春日丘地区、新大池地区等は、地域の特性に合わせ土地の区画の大きさや建築物の高さ、かき柵の構造等について、きめ細かな制限を定める地区計画や建築協定によって良好な戸建て住宅地が形成されています。
- 彩都、サニータウン等の丘陵地にある住宅地からは、南部平野部への眺望が開けています。
- 南茨木駅周辺等における高層住宅地では、歩道沿いや敷地内が緑化され、良好な景観が形成されています。
- 社寺等の歴史的資源が市内に点在しており、旧街道沿いには、スギ板塀やうだつのある歴史的なまちなみが残っています。
- 市内には、若園公園、西河原公園、耳原公園等、大規模な公園があり、多くの市民に利用されています。

<課題>

- 平野部に広がる旧農村集落から発展した住宅地は、新旧の住宅が混在しているところも見られます。
- 古くからの住宅地では、相続等により敷地の細分化が起きているところもあります。
- 低層住宅地に隣接して、高層マンションが建設されているところもあり、住環境への配慮が課題となっています。

<シンボリックな住宅地景観>

- 彩都は、道路沿道や住宅地、研究開発施設等が一体となり、周辺の自然環境と調和した、美しく個性的なまちなみを形成しています。また、歩道と沿道の宅地が一体となった「庭園街路景観」が形成されています。
- 元茨木川緑地は、市街地を南北に縦断し、都心部にうるおいを与える空間として市民に親しまれています。



サニータウン



春日丘地区



中高層のマンション



彩都



若園公園



元茨木川緑地

2) 商業地

<特性>

- 中心市街地の駅周辺では、商業施設とマンションの複合ビルが立地しており、阪急茨木市駅では、駅と一体化した商業施設が立地しています。
- 阪急本通商店街や茨木心齋橋商店街等、JR 茨木駅と阪急茨木市駅の間には古くから商店街が広がっています。
- 阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地までの商業地には、今も数多くの町家が残っており、かつて在郷町として栄えた歴史を今に伝えています。

<課題>

- JR 茨木駅、阪急茨木市駅や市役所、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」等の公共施設と、これらをつなぐ中央通りや東西通りでは、行政サービス、商業・業務地が集積しており、引き続き、茨木市らしい良好な景観を形成していくことが求められています。
- 茨木市の玄関口である JR 茨木駅周辺や、阪急茨木市駅周辺では、建築物や屋外広告物の高さや色彩がさまざま、まとまりのない景観となっているところも見られます。
- 鉄道駅周辺には商業地が広がっていますが、店舗の間に共同住宅が建設されるなど、まちなみの連続性に欠けるところも見られます。

<シンボリックな商業地景観>

- 茨木市の玄関口である JR 茨木駅、阪急茨木市駅周辺は、人々が集う賑わいある景観が形成されています。
- 中央通りは、電線類の地中化や街路灯等の色彩の統一、街路樹の整備が進んでおり、良好な景観が形成されています。また、市役所周辺は、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」等の公共施設が集積したシビックゾーンが形成されています。



J R 茨木駅周辺



阪急茨木市駅周辺



中央通り



茨木心齋橋商店街



在郷町の町家

3) 工業地

<特性>

- 名神高速道路茨木インターチェンジ周辺や、国道 171 号の沿道、大阪中央環状線の沿道における工業・流通施設の集積地では、ゆとりのある敷地が確保され、まとまりのある景観が形成されています。
- 敷地内の緑化等により、うるおいが感じられる景観となっています。

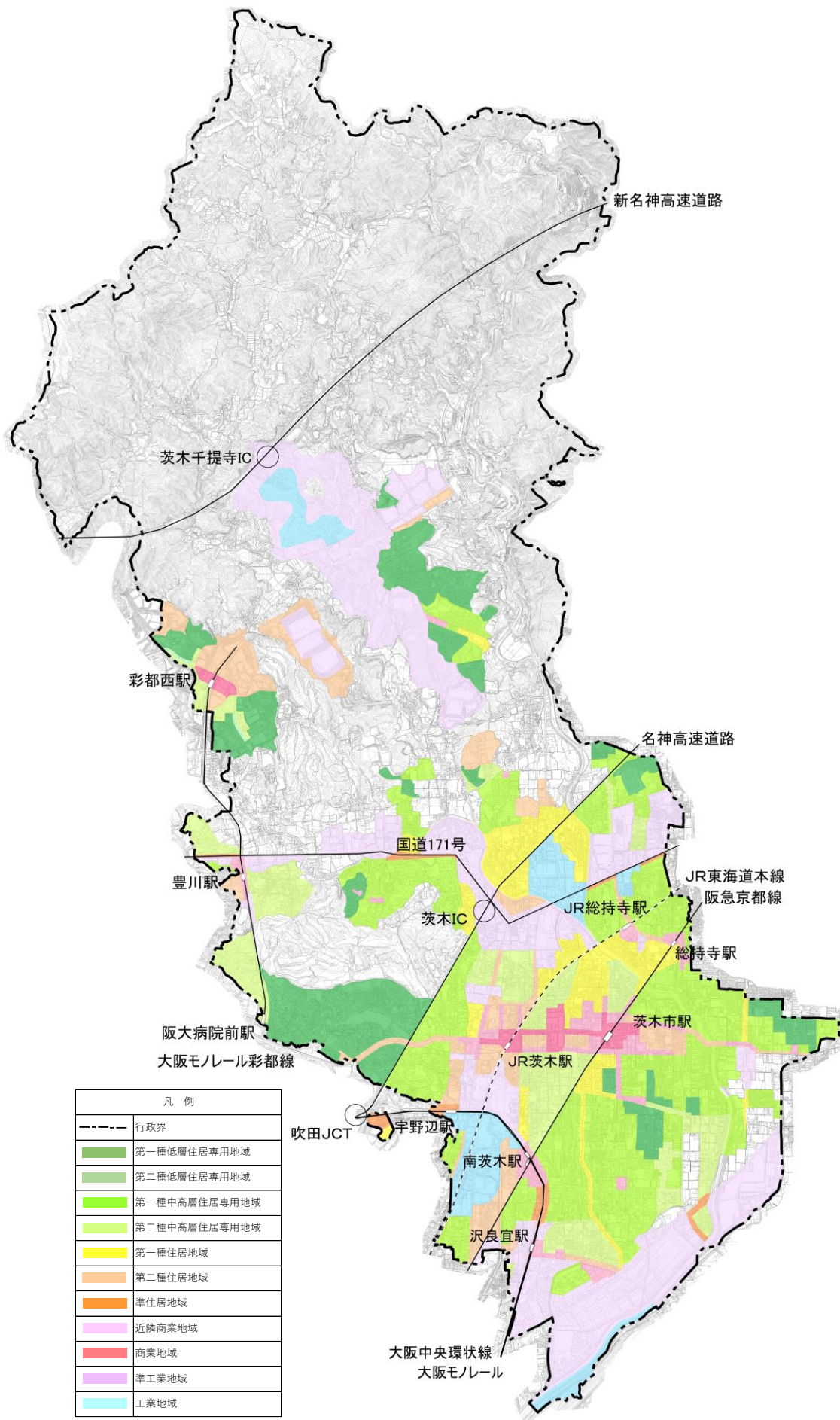


<課題>

- 工業系用途地域において、住宅等の他の用途が混在してきているところがあり、工場の操業環境への影響が懸念されます。
- 大規模工場等が移転した跡地の土地利用にあたっては、地域特性にあった新しい景観の形成が求められています。



工業・流通施設



用途地域図

(3) 歴史的景観

<特性>

- 西国街道では、街道としての趣のあるまちなみが残っており、道路の石畳化やカラ一舗装によって、歴史的な景観と調和した整備を進めています。亀岡街道沿いには、スギ板塀等、街道としての趣のあるまちなみが残っています。
- 阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地の間に残る町家は、かつて在郷町として栄えた歴史を今に伝えています。
- 社寺等の歴史的資源が市内に点在しており、その周辺地区には、歴史の趣が感じられるまちなみが見られます。また、JR のガード下には“丸また”と呼ばれるレンガ造りの構造物が見られ、特色ある景観を生み出しています。

<課題>

- 旧街道沿道では、歴史的なまちなみ景観が残っているところもありますが、伝統様式とは異なる、新しい形態・意匠の建築物に建替えられ、旧街道としてまとまりある景観が失われつつあります。

<シンボリックな歴史的景観>

- 椿の本陣周辺は、旧宿場町としての趣のあるたたずまいが残っており、歴史的景観と調和した整備を進めています。



椿の本陣(西国街道)



亀岡街道



スギ板塀が残るまちなみ



在郷町の町家



総持寺周辺のまちなみ



丸また

(4) 沿道景観

<特性>

- 国道 171 号からは、北摂山系や北摂山系を遠景とした田園景観等、良好な自然景観を望むことができます。
- けやき並木等の美しい街路樹が整備され、沿道の建築物とともに、うるおいと趣のある景観となっているところがあります。

<課題>

- 主要幹線道路の沿道では、周辺的环境に調和しない過剰な屋外広告物も見られます。
- 中心市街地等の幹線道路沿道では、歩行者が楽しめる沿道景観を形成していくことが必要となっています。

<シンボリックな沿道景観>

- エクスポロード、府道茨木摂津線（（都）道祖本摂津北線）では、街路樹が整備され、沿道の建築物とともに美しい景観が創出されています。



国道 171 号からの北摂山系への眺め



エクスポロード

第3章 茨木市のめざすべき景観像

1. まちづくりの基本理念

茨木市都市計画マスタープラン（平成 19 年 6 月策定）では、『「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木』をまちづくりの基本理念としています。この都市計画マスタープランは、茨木の良いところを市民と共有しながら、たくさんの方々の参画を得て策定したものです。その中には、将来の土地利用や都市施設の方針、景観形成に関する方針も示されていることから、景観計画における景観まちづくりの基本理念は、以下の通りとします。

まちづくりの基本理念（茨木市都市計画マスタープランより）

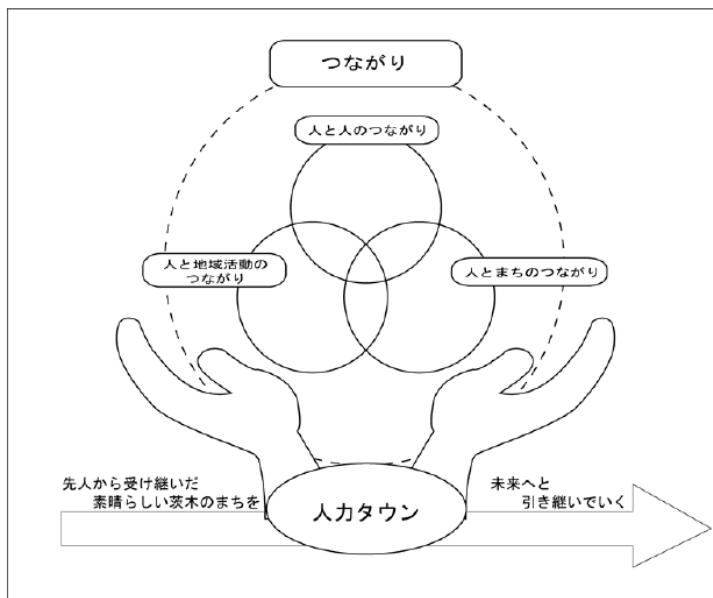
「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

茨木のまちづくりでは、「人と人」「人と地域活動」「人とまち」など、人やまちに関する「つながり」をつくることを大切に考えます。

そのために、基本となる市民一人一人の力を高め、知恵を集め、「人の力」を最大限に発揮できるようなまち（人カタウン）を目指します。

そして、今私たちが住む茨木のまちや資源は、未来の茨木市民から借りているものであると考えて、先人から受け継いだ素晴らしい茨木のまちを未来へと引き継いでいきます。

基本理念の概念図



『人カタウン』とは？

「自分たちで出来ることは自分たちです」という人の力を最大限に発揮できるような環境のあるまち

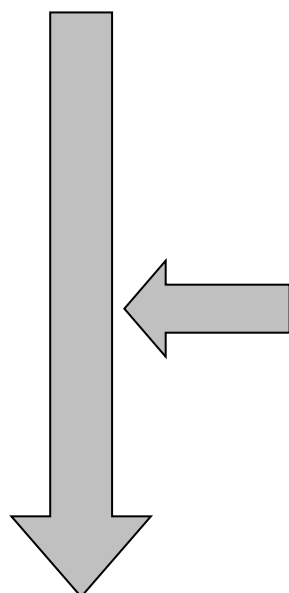
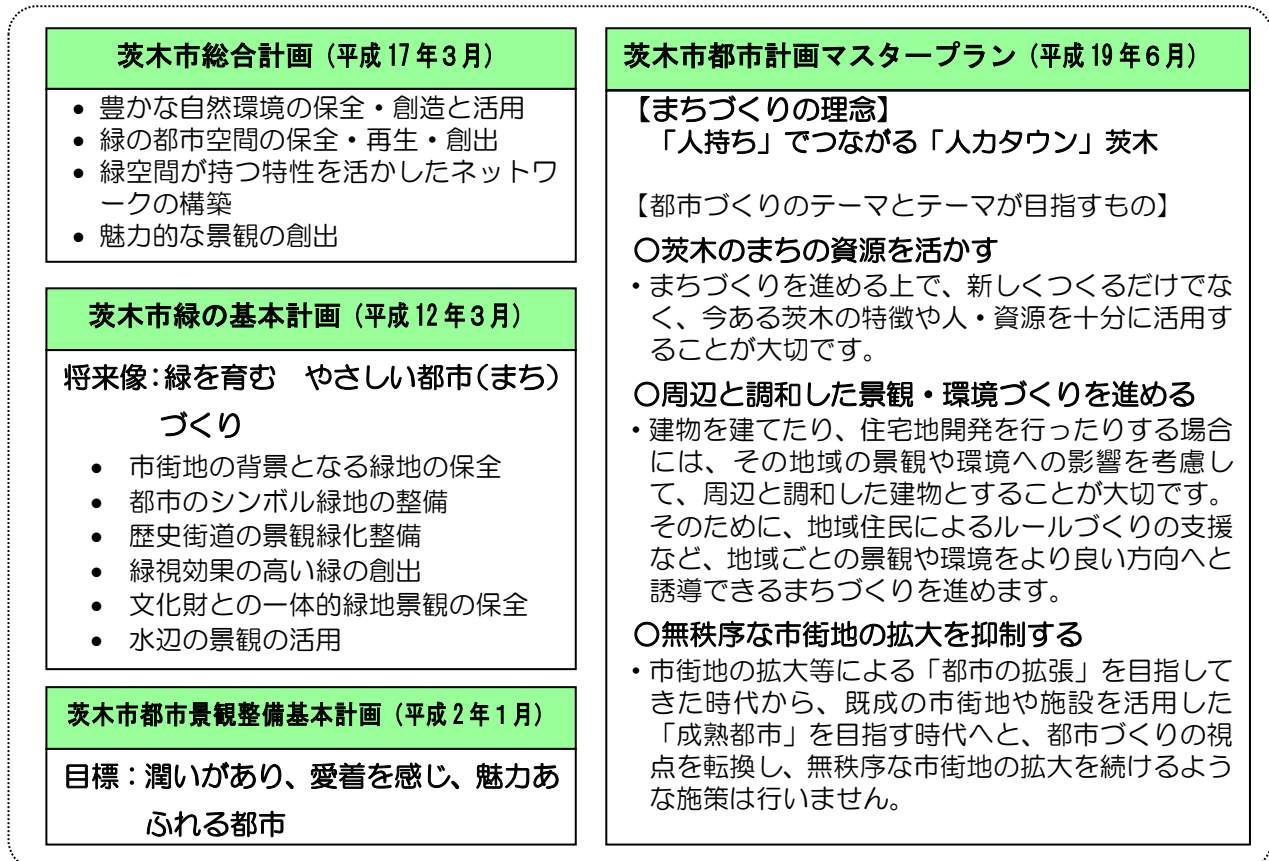
- ◆人らしく暮らす
- ◆本来の力を大切に暮らす
- ◆みんなの知恵を活かして暮らす

【未来へと引き継ぐ大切さ】

今ある茨木は先人が創り、育ててきた大切な宝物であると同時に、まだ見ぬ未来の茨木で暮らす人たちの宝物を借りているとも考えられます。私たちは、そんな今を大切にし、さらに良くして未来へ引き継いでいきます。

2. めざすべき景観像の考え方

茨木市のめざすべき景観像は、まちづくりの基本理念、関連計画、及び、現況調査やアンケート調査から得られた景観特性を踏まえて設定します。



景観特性 （現況調査、アンケート調査結果より）
<ul style="list-style-type: none"> 北部・丘陵地には良好な自然環境が残る 安威川、川端通り・桜通り等の線的な自然資源がある 樫の本陣や西国街道等、歴史的なまちなみ景観が残る 市民アンケートの結果、JR茨木駅～阪急茨木市駅の中心市街地の景観の評価が低い 彩都等、計画的に整備された住宅地は、良好な住宅地景観が形成されている 平野部の住宅地では駅周辺を中心に高層の住宅地が形成され、その他では低層の住宅地が形成されている 南部や国道171号沿いには流通・業務地が形成されている

茨木市のめざすべき景観像

3. めざすべき景観像

茨木市は、前述の通り、自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観といった多様な景観特性を有しており、それぞれの景観特性が茨木市らしさを形成しています。

例えば、北部の北摂山系の豊かな自然景観や西国街道等の歴史的景観は市民に親しまれ、未来へ引き継いでいきたい資源となっています。また、元茨木川緑地等のうるおいが感じられる景観は、茨木市を象徴するシンボリックな景観として市民に親しまれ、今後も活かしていくべき資源です。

しかし、JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺地域の景観は、市民アンケートによれば市の玄関口としての魅力に乏しいとの評価があり、賑わいや活気を有しながらも、市民の誇りとなる魅力あふれる景観づくりが求められています。

そこで、景観計画では、これまで茨木市や大阪府で取組んできた景観施策を踏まえるとともに、豊かな自然と歴史の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらにうるおいや魅力あるものへと高め、先人や隣人に対する心づかいの気持ちを持って、未来に引き継いでいくことを目標に、めざすべき景観像を以下のように定めます。

めざすべき景観像

北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかいの感じられるまち いばらき

第4章 茨木市の景観形成の目標

茨木市の景観形成の目標を以下のように定めます。

1. 自然が身近に感じられる景観をつくる（自然景観）

①山並み景観

- 北摂山系では、山並みの緑を守ります。
- 平野部（市街地）からの山並みの眺望を守ります。



②田園景観

- 山間部に点在する棚田等の田園景観を守ります。
- 国道 171 号北側や、市域南部に広がる田園景観を市街地に近接する自然豊かな空間として守ります。



③道路景観

- 田園景観や集落の中を通る道路沿道の建築物や屋外広告物については、周辺の自然や田園等との調和をめざします。



④水辺景観

- 安威川等の水辺では、水面と河川敷が織り成す自然景観を守るとともに、人々が水辺に親しむ空間づくりをめざします。



2. うるおいと周りへの配慮が感じられる市街地景観をつくる（市街地景観）

①住宅地景観

- 住宅地では、住宅敷地内の緑や、公園・緑地の緑が確保され、中高層住宅は周辺の住宅環境に配慮が行われるなど、地域毎に調和と落ち着きが感じられる景観をめざします。
- 元茨木川緑地のようなまとまりのある緑地では、市民にうるおいと憩いの場を提供する緑を守り、周辺の住宅地とともに、季節感のある景観をめざします。
- 彩都地区では、周辺の自然環境と調和し、個性的で、うるおいや安らぎが感じられる景観をめざします。



②商業地景観

- 商業地では、商店街等のまとまり毎に、個性と連続性が感じられるまちなみをめざします。また、商業地内に点在する町家は、在郷町としての歴史を今に伝える資源として保全され、周辺の建築物等とともに歴史の趣が感じられる景観をめざします。
- JR 茨木駅、阪急茨木市駅周辺地区では、茨木市の玄関口そして中心市街地にふさわしいシンボル景観として、本市の景観形成を先導する景観をめざします。



③工業地景観

- 工業地では、工場等の敷地内に緑が配置され、うるおいの感じられる環境を守ります。
- 工業地に住宅等が立地する場合には、無秩序な意匠・形態の建築物の立地が抑制され、敷地内には緑化が施されるなど、工業地全体として落ち着きのある景観を守ります。



④眺望景観

- 建築物等の建設に際しては、平野部（市街地）から北摂山系への眺望、丘陵地から平野部（市街地）への眺望を守ります。



3. 歴史の趣が感じられるまちなみをまもる（歴史的景観）

①歴史景観

- 西国街道や亀岡街道等の歴史街道では、古い建築物と建て替えられた建築物とが調和し、歴史が感じられるまちなみが連続する景観をめざします。
- 椿の本陣周辺等、歴史の趣が残る地区では、その地区の景観の有する魅力や価値を、暮らす人や訪れる人が共有し、守り育てます。



4. 心地よさが感じられる沿道景観をつくる（沿道景観）

①沿道景観

- 商業・サービス施設等による沿道利用が進む道路は、街路樹が美しく、屋外広告物等は秩序が保たれ、心地よさ、楽しさが感じられる景観の創出をめざします。



②眺望景観

- 幹線道路沿道の各所から見える、北摂山系の山並みや北摂山系を遠景とした田園景観等、自然景観への眺望を守ります。



第5章 景観計画区域の設定

1. 景観計画区域の設定

良好な景観形成は市全域を対象として行うことが望ましく、茨木市景観計画の景観計画区域は、行政区域全域（7,649ha）とします。

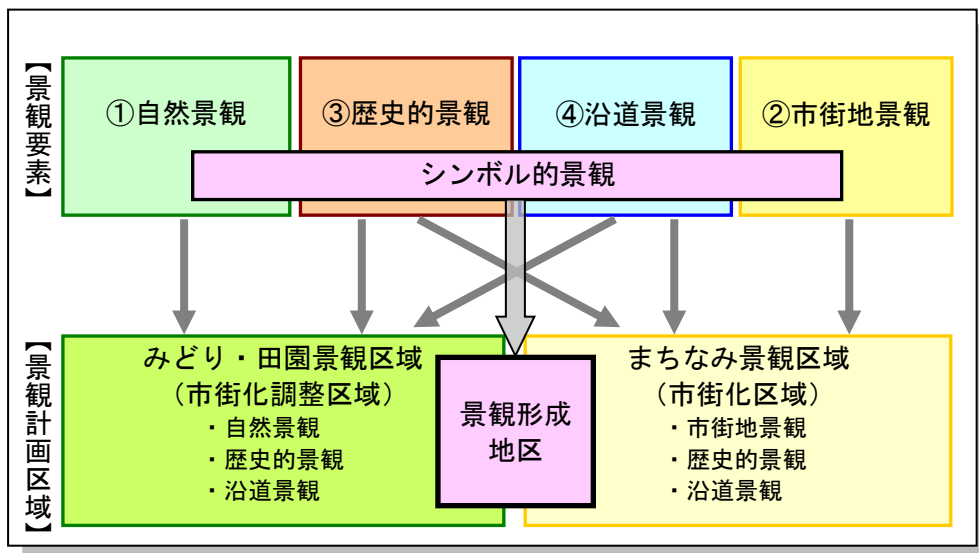
2. 景観計画区域の区分

茨木市では、景観形成の目標で示したように、「自然景観」「市街地景観」「歴史的景観」「沿道景観」の4つの景観要素がありますが、大きく区分すると、市街化を抑制する「市街化調整区域」と、市街化を促進していく「市街化区域」で特性が異なります。

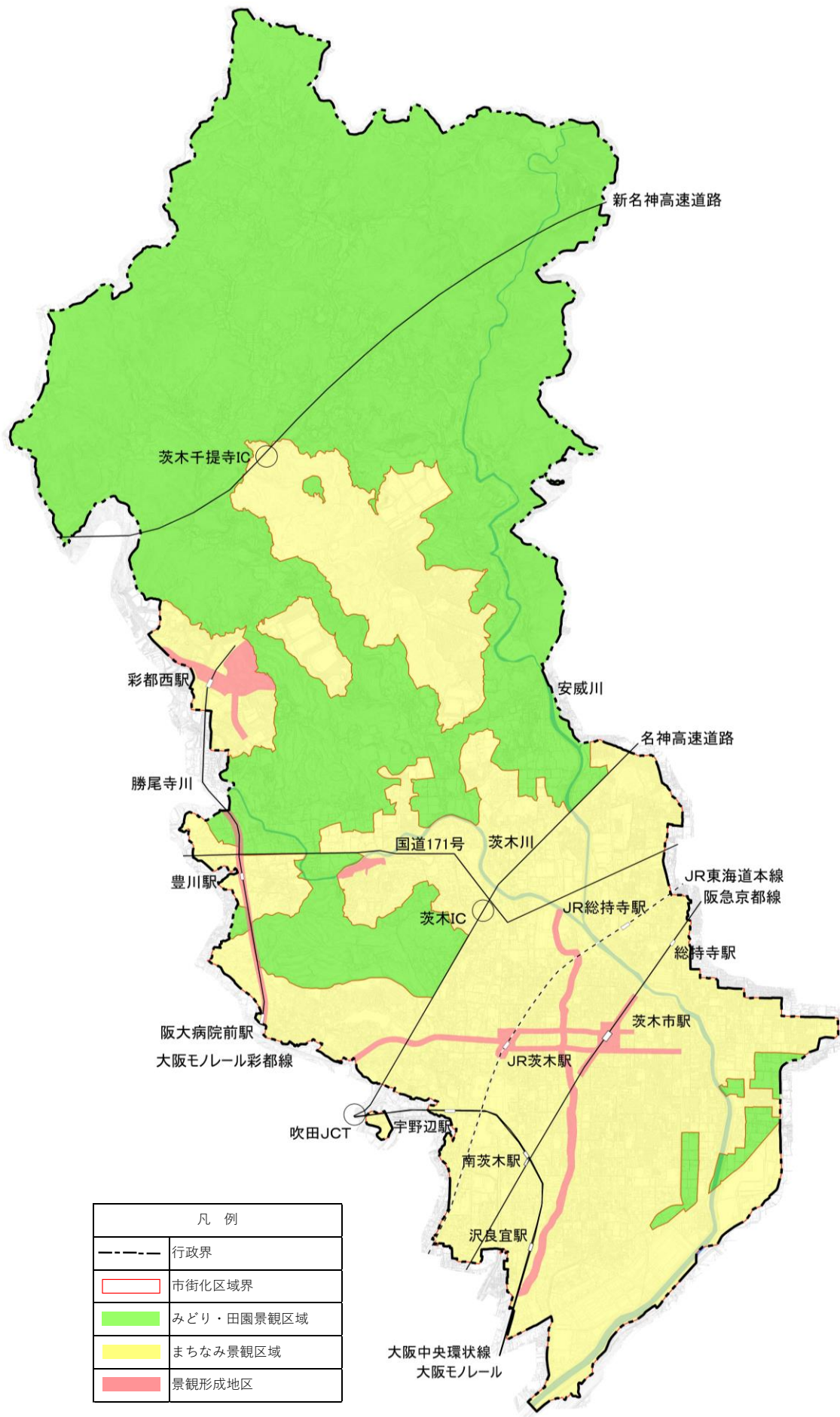
また、「歴史的景観」「沿道景観」は、「市街化区域」「市街化調整区域」のどちらにも属しています。

したがって、景観計画区域は、市街化を抑制する市街化調整区域の範囲を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域の範囲を「まちなみ景観区域」に設定し、「歴史的景観」「沿道景観」は、その両方に含めることとします。

さらに、各景観特性の中で、茨木市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を「景観形成地区」に指定します。



景観要素と景観計画区域、景観形成地区との関係



凡 例	
-----	行政界
□	市街化区域界
■	みどり・田園景観区域
■	まちなみ景観区域
■	景観形成地区

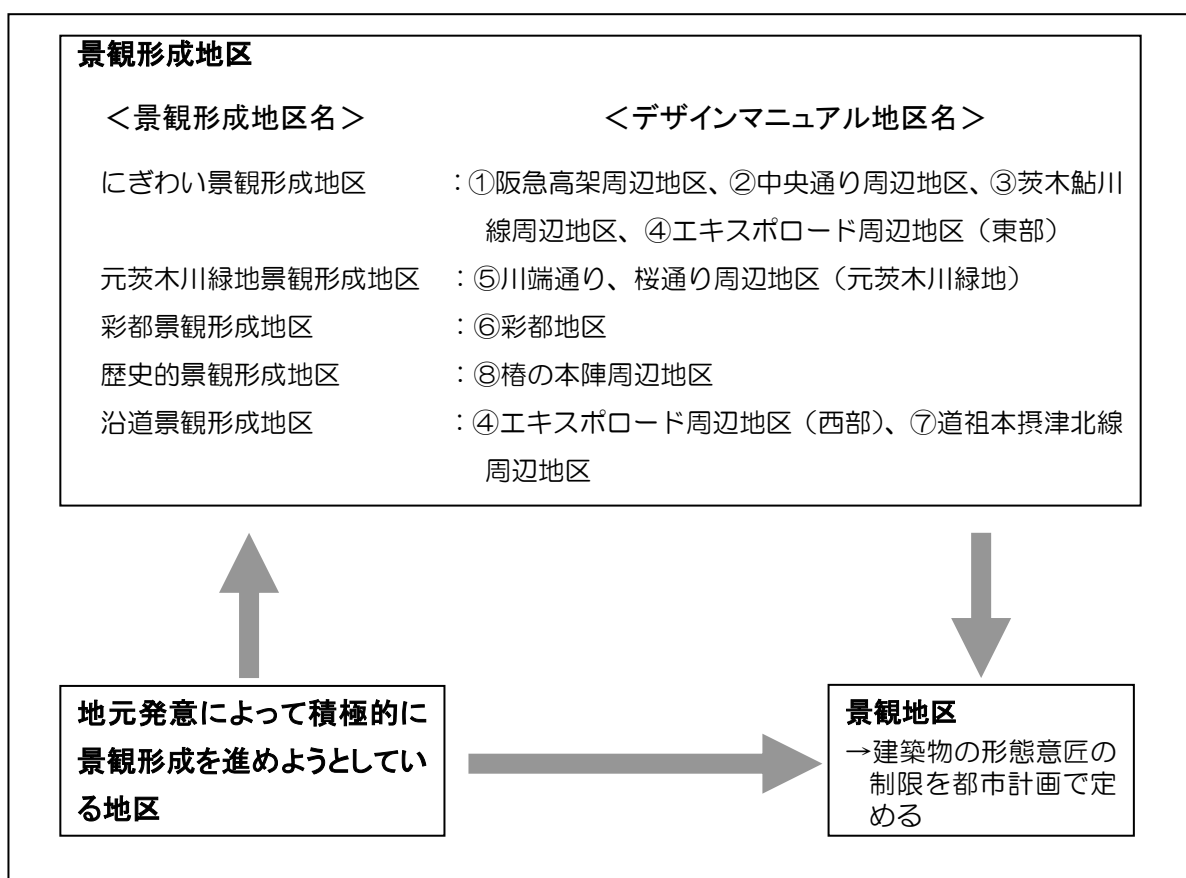
景観計画区域、景観形成地区設定図

3. 景観形成地区

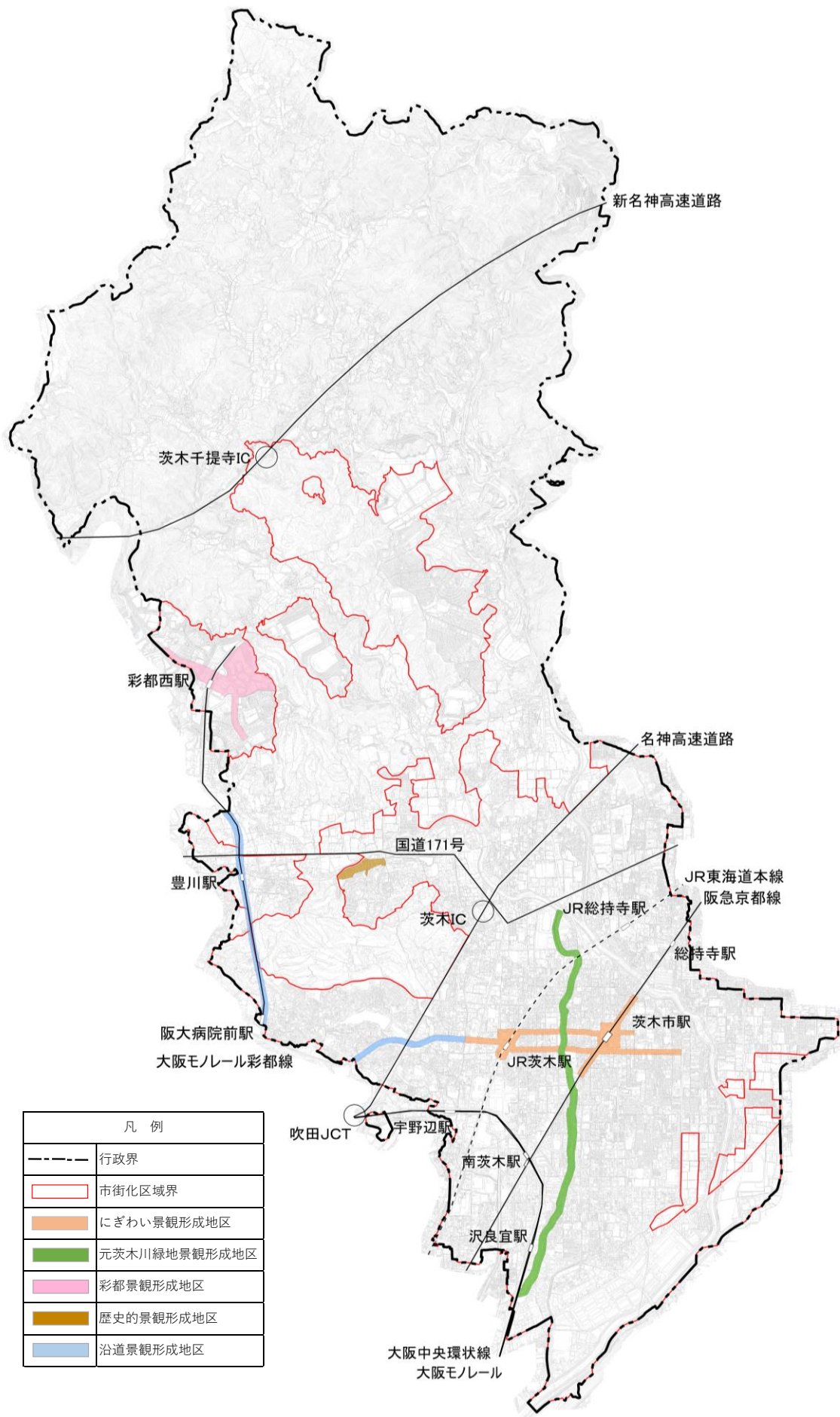
景観形成地区は、市として地区住民や民間事業者等との対話に基づき、良好な景観形成を誘導していくべき地区であり、将来的に住民の意識が高まり、合意が得られた地区については、都市計画で「景観地区」の指定をめざすものとします。

本景観計画策定時においては、これまで市として重要な景観であると考えてきたデザインマニュアル策定8地区を、景観特性に応じて5つの地区に区分し、景観形成地区に指定します。なお、今後も市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区が出てきた場合は、「景観形成地区」に随時指定し、地域特性に応じた景観形成基準を設定します。

各都市景観整備地区のデザインマニュアルは、これまでの運用状況を踏まえて、各景観形成地区の景観形成基準に反映します。



景観形成地区の位置づけ



景観形成地区位置図

第6章 良好な景観形成の方針

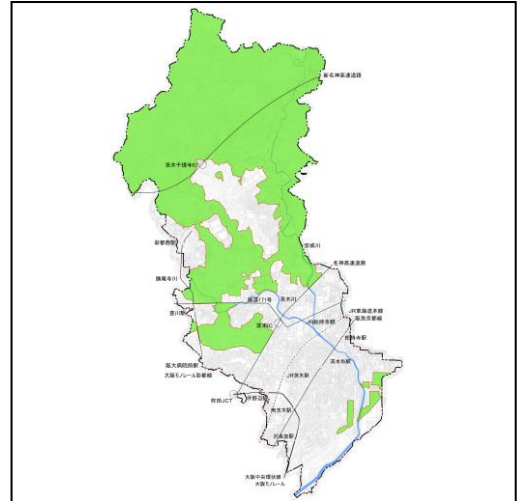
第4章の茨木市の景観形成の目標を踏まえ、「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、良好な景観形成の方針を以下のように設定します。

なお、方針については、景観法で対応するものと、関連する法や施策等で対応するものに分けて示しています。

1. みどり・田園景観区域

(1) 景観形成の方針

みどり・田園景観区域では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



みどり・田園景観区域

<景観形成の方針>

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

眺望を守る



- 市街地から北摂山系への眺望景観を守ります。

配置 規模 高さ

周辺の自然環境への影響を軽減させる



- 山林や田園景観の中で行われる開発行為等では、周辺の自然環境への影響を軽減させるため、緑の減少を抑制します。
- 幹線道路沿道に立地するサービス施設等の建築物等では、周辺の自然環境への影響を軽減させます。

開発行為
土地の形質の変更

配置 規模 高さ
形態 意匠
緑化 外構

緑の量を確保する



- 開発等により緑の量が減らないようにするため、緑化等を促進します。

緑化 外構

落ち着いたある景観を保全する



- 棚田や田園集落では、落ち着いた感じられる良好な景観を保全するため、周辺と調和した景観を誘導します。

形態 意匠

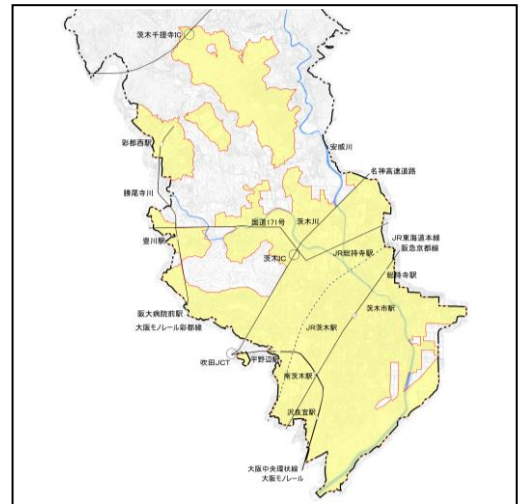
(2) 関連の方針

- 自然環境を保全するため、都市計画法（市街化調整区域）、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、森林法等を活用します。
- 北摂山系の良好な景観を保全するため、集落における営農環境の維持に努めます。
- 彩都等の住宅地の背後に位置する山林や府内でも数少ない里山や棚田の保全に努めるため、森林等を守る活動を行うボランティア等を育成します。
- 耕作放棄地では、土地の有効利用や季節感のある景観を演出するため、コスモスやヒマワリ等の景観作物の栽培を促進します。

2. まちなみ景観区域

(1) 景観形成の方針

まちなみ景観区域では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



まちなみ景観区域

<景観形成の方針>

	【景観形成の方針】	【誘導の主な対象】
眺望を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ●丘陵地の住宅地において、南部への眺望と緑豊かな景観を守ります。 ●国道 171 号の沿道等では、北摂山系への眺望を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 配置 規模 高さ
圧迫感を軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> ●中高層住宅地では、圧迫感を軽減させるため、建築物等の分節化や、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。 ●工業地では、圧迫感を軽減させるため、敷地の緑化等を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 形態 意匠 緑化 外構 形態 意匠 緑化 外構
ゆとり・うるおいを感じさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業地では、ゆとりや連続性の感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。 ●工業地では、うるおいの感じられる景観を形成するため、敷地内緑化を促進します。 ●うるおいある景観を形成するため、敷際の緑化や街路樹等による沿道緑化を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 形態 意匠 緑化 外構 緑化 外構 緑化 外構

歴史を感じさせる



- 社寺と一体となり歴史的なまちなみの残る地区やかつての在郷町付近では、歴史が感じられる、統一感のある景観を誘導します。
- 西国街道、亀岡街道等では、旧街道の趣が感じられるまちなみを継承し、連続した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

周辺と調和した景観を形成する



- 幹線道路沿道に立地する商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

(2) 関連の方針

- 建築物の高さを制限するため、都市計画法（高度地区）を適正に運用します。
- 住環境を保全するため、低層住宅地では、地区計画や建築協定等の手法を活用します。
- 歴史的なまちなみの残る地区では、歴史性の感じられる、統一感のある景観を形成するため、地区住民との合意形成に努め、地区計画や建築協定等の手法を検討します。
- 大阪府自然環境保全条例に基づく緑地を確保します。
- 大規模工場跡地で開発等を行う場合には、良好な景観を形成するため、地区計画等の手法を検討します。
- 沿道緑化を進めるため、大阪高槻京都線（（都）十三高槻線）の沿道^{※1}、大阪中央環状線の沿道^{※2}は「みどりの風促進区域」として、民間との協力により緑化に取り組みます。
- 良好な景観を形成するため、アドプト制度等を活用し、沿道の緑化・美化活動を促進します。

※1 大阪高槻京都線（（都）十三高槻線）の沿道における「みどりの風促進区域」は、大阪中央環状線から安威川までの間。

※2 大阪中央環状線の沿道における「みどりの風促進区域」は、大阪中央環状線全線。

3. 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成の方針及び関連の方針を以下のように定めます。




(1) にぎわい景観形成地区

にぎわい景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



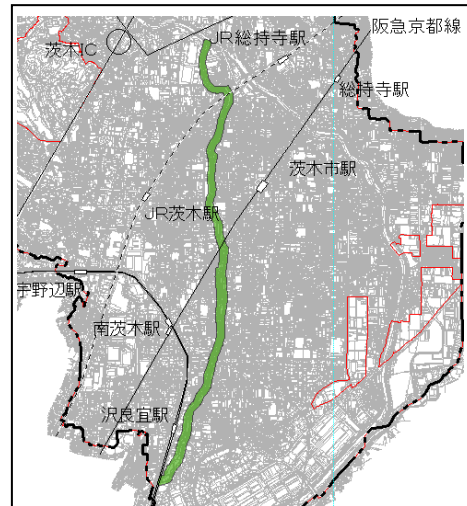
にぎわい景観形成地区

<景観形成の方針>

	【景観形成の方針】	【誘導の主な対象】
<p>中心市街地にふさわしい景観を形成する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導します。 ●歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 形態 意匠 形態 意匠 照明 緑化 外構
<p>ゆとり・うるおいを感じさせる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。 ●うるおいある景観を形成するため、壁面緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 形態 意匠 緑化 外構
<p>周辺と調和した景観を形成する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置 規模 高さ 形態 意匠

(2) 元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



元茨木川緑地景観形成地区

<景観形成の方針>

季節感ある環境を保全する



【景観形成の方針】

- 建築物等は、市民の憩いの場にふさわしい、緑豊かで、季節感あふれる環境を保全するため、緑地の緑と調和した景観を誘導します。

【誘導の主な対象】

- 配置 規模 高さ
- 形態 意匠
- 緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる



- ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面や緑地側にオープンスペースを確保するとともに、花や緑による演出等を促進します。

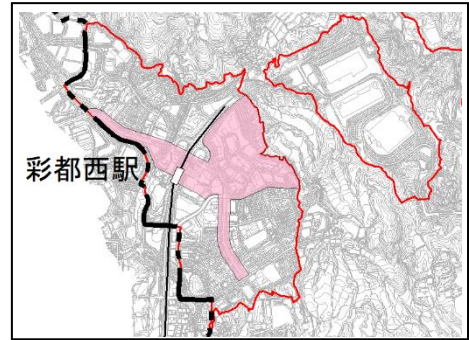
- 配置 規模 高さ
- 形態 意匠

- うるおいある景観を形成するため、敷際の緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。

- 緑化 外構

(3) 彩都景観形成地区

彩都景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



彩都景観形成地区

<景観形成の方針>

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

眺望を守る



- 周辺の山並みや南部市街地への眺望を守ります。

配置 規模 高さ

賑わいと緑空間を創出する



- あさぎ大通り、やまぶき大通りや西センター地区では、彩都の中心部にふさわしい賑わいと身近な緑空間を創出するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

落ち着きある景観を形成する



- ライフサイエンスパークでは、背後の山並み景観と調和した緑に溶け込んだ落ち着きのある研究施設群を形成します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる

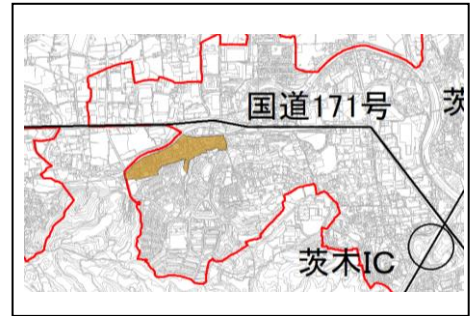


- うるおいある景観を形成するため、敷際の緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。

緑化 外構

(4) 歴史的景観形成地区

歴史的景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



歴史的景観形成地区

<景観形成の方針>

歴史を感じさせる



- 旧街道の歴史が感じられるまちなみを継承していくため、建築物等について、歴史的なまちなみと調和する景観を誘導します。

【誘導の主な対象】

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる

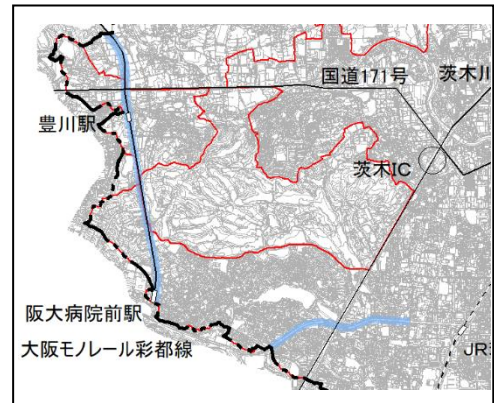


- 「椿」をはじめとした緑が映えるうるおいのある美しいまちを形成するため、道路から見える敷地内の緑の連続性を確保します。

緑化 外構

(5) 沿道景観形成地区

沿道景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



沿道景観形成地区

<景観形成の方針>

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

眺望を守る



- (都) 道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望を守ります。

配置 規模 高さ

魅力ある沿道景観を形成する



- (都) 道祖本摂津北線では、彩都に至る道路として魅力ある沿道景観を誘導します。
- エキスポロードでは、万博公園に至る道路として曲線を活かした魅力ある沿道景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

配置 規模 高さ

形態 意匠

周辺と調和した景観を形成する



- 商業・業務、サービス施設等の建築物等については、周辺と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる



- 敷地では、ゆとりの感じられる緑豊かな沿道景観を形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。
- 快適な歩道空間や連続する緑を創出します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

第7章 行為の制限に関する事項

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為、景観形成基準を以下のように設定します。

1. 届出対象行為

茨木市景観計画区域において、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等について、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第138条に規定する工作物。(広告塔は除く)
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 	土地	<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積500㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更 	土地	<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積1,000㎡以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 物件の堆積 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積1,000㎡以上 	

(2) まちなみ景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第138条に規定する工作物。(広告塔は除く)
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 	土地	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更 	土地	<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積1,000㎡以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 物件の堆積 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積1,000㎡以上 	

(3) 景観形成地区

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	建築物	<ul style="list-style-type: none"> すべて 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 	工作物		<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第138条に規定する工作物。 (広告塔は除く)
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 	土地		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更 物件の堆積 	土地 その他		

2. 景観形成基準

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、建築物、工作物、開発行為等の景観形成基準を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

行為	事項	みどり・田園景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 (2)付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> 外部に設ける建築設備*は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 反射光のある素材は使用しない。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 反射光のある素材は使用しない。

行為	事項	みどり・田園景観区域
2 又は 工 作 物 の 新 設 等	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開 発 行 為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 <p>(1)土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。 <p>(2)土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物 件 の 堆 積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

※建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

(2) まちなみ景観区域

行為	事項	まちなみ景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着きの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないように配慮する。

行為	事項	まちなみ景観区域
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 • ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> • 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。 中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。 東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。 駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。 建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2)形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

2) 元茨木川緑地景観形成地区

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 元茨木川緑地に面する側は、できる限り2階以上の壁面の位置を後退させる。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 元茨木川緑地の緑になじむ景観とし、勾配屋根とするなど、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
	2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ
2) 形態、意匠		<ul style="list-style-type: none"> 緑地の緑になじむ景観とし、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
3) 色彩		<ul style="list-style-type: none"> 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
2 工 作 物 の 新 設 又 は 移 転 等	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> • 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開 発 行 為	方法	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物 件 の 堆 積	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

3) 彩都景観形成地区

行為	事項	彩都景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ● 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ● 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ● 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 ● 外部に設ける建築設備は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないよう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 ● 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● 当該基準に適合しない色（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。 ● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ● 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 ● 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 ● 敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。 ● 行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
2 又は工 作物の 移転等 の新設	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ● 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ● 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ● 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	彩都景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

4) 歴史的景観形成地区

行為	事項	歴史的景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、櫓の本陣の形態、意匠を反映させる。 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する。 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 櫓の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り櫓等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 又は工 作物 移転 の新 設 等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	歴史的景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 樁の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 • ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> • 行為地は、できる限り樁等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

5) 沿道景観形成地区

行為	事項	沿道景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図7)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
2 又は工作物の新設等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	沿道景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

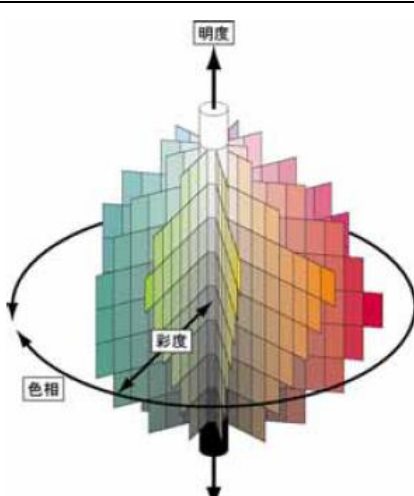
色彩の考え方

■ベースカラーとは？

ベースカラー	<ul style="list-style-type: none"> ● ベースカラーは、壁等、大きな面積を占める色のことです。 ● ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。
--------	--

■色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は？

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	 <p><資料：大阪府景観色彩ガイドライン></p>
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。	

マンセル値は、「色相 明度/彩度」の順に数値を示して、色を表記します。なお、無彩色(白～灰色～黒)は明度のみで表し、「N9」のように、頭にNをつけて表記します。



■周辺の景観と調和させるとは？

建物自身に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合、いずれにも対応しますが、調和しやすい色彩の組み合わせ方法は、黄色系、赤色系等でそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

①色相をそろえる



②色調をそろえる



<資料：大阪府景観色彩ガイドライン>

■色彩に関する景観形成基準一覧表

区域・地区名		色相	ベースカラー		基準に適合しない色
			彩度	明度	
景観計画区域	みどり・田園景観区域	R、Y R	4以下	3～9	原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	まちなみ景観区域	R、Y R	6以下		1/20以下
		Y	4以下		
		その他(無彩色含む)	2以下		
景観形成地区	にぎわい景観形成地区	R、Y R	6以下	3～9 (大規模建築物・工作物のみ適用)	1/20以下
		Y	4以下		
		その他(無彩色含む)	2以下		
	元茨木川緑地景観形成地区	R、Y R	4以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	彩都景観形成地区	R、Y R	4以下		1/20以下 (町名色等)
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	歴史的景観形成地区	R、Y R	3以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	沿道景観形成地区	R、Y R	6以下		1/20以下
		Y	4以下		
		その他(無彩色含む)	2以下		

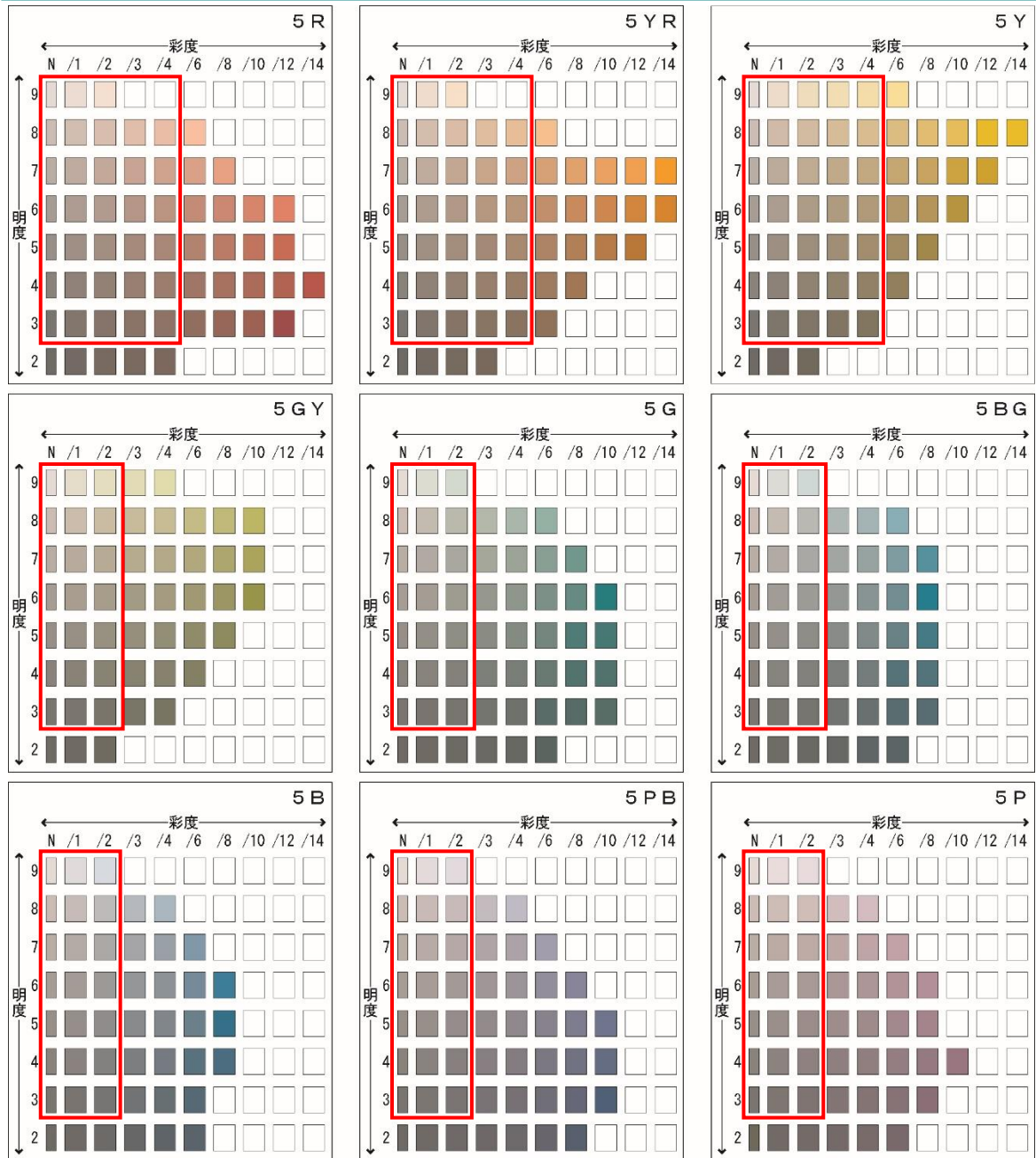
■景観形成地区における明度基準が適用される大規模建築物・工作物の定義

対象地	建築物の規模	工作物の規模
みどり・田園景観区域内に位置する景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。 	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。
まちなみ景観区域内に位置する景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。 	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。

※ 景観形成地区の明度の景観形成基準は、P34、35の対象物及び規模と届出対象行為で定めている大規模な建築物・工作物のみ適用します。(戸建住宅等は対象外です)

図1 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 自然になじんだ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。



色相	ベースカラー	
	彩度	明度
R、Y R	4 以下	3 ~ 9
Y		
その他 (無彩色含む)	2 以下	

図2 まちなみ景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

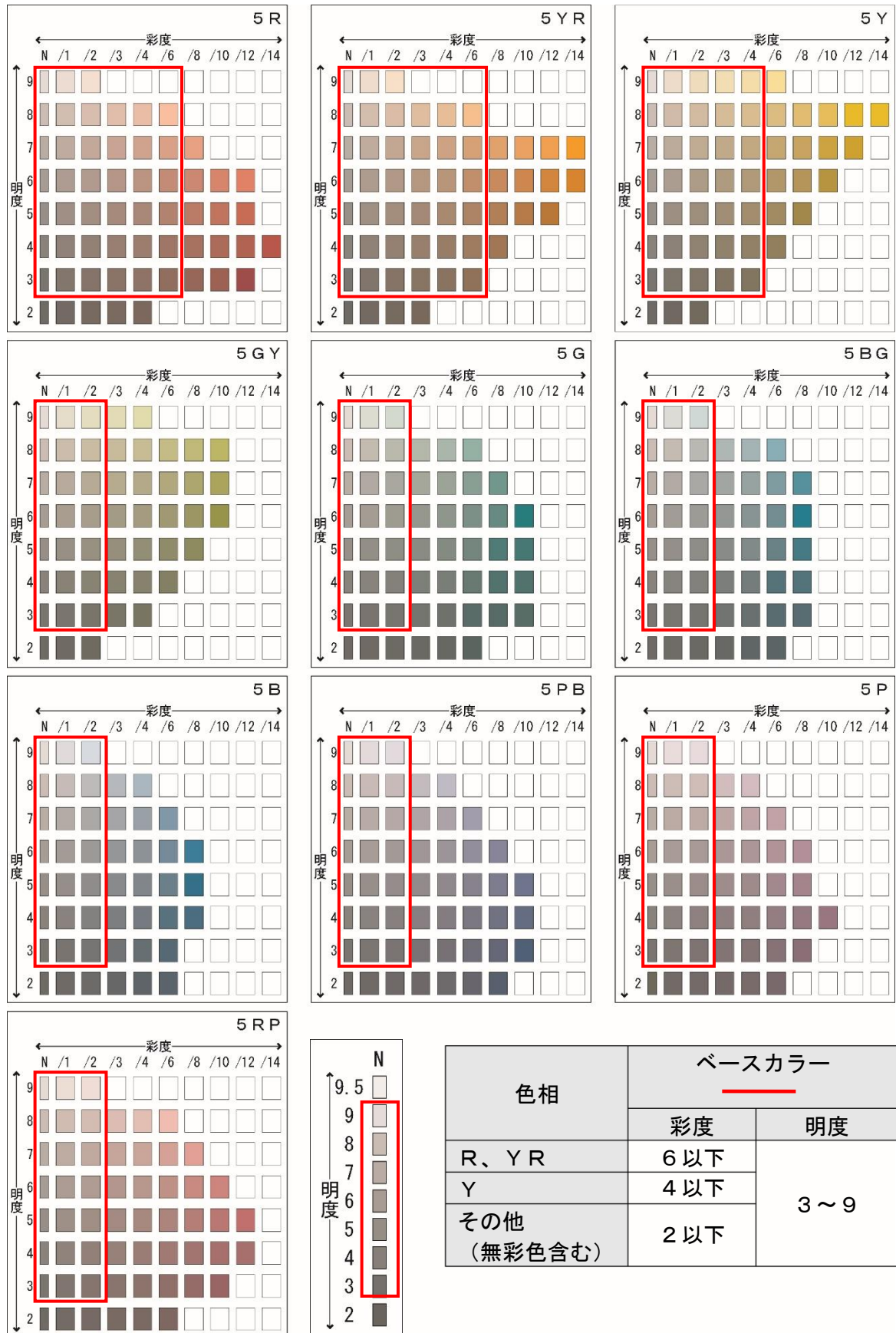


図3 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

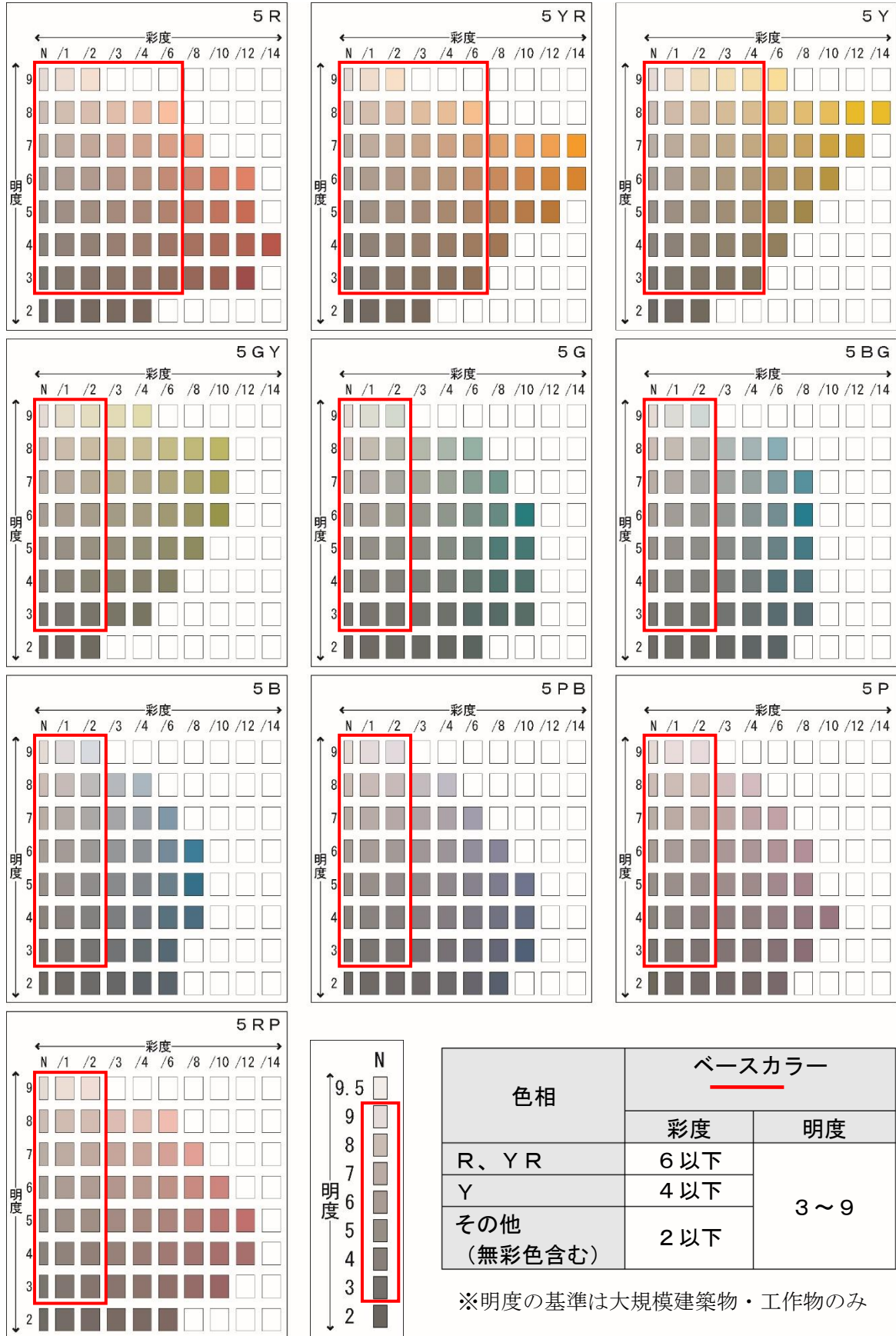


図4 元茨木川緑地景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 自然色を基本とした落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

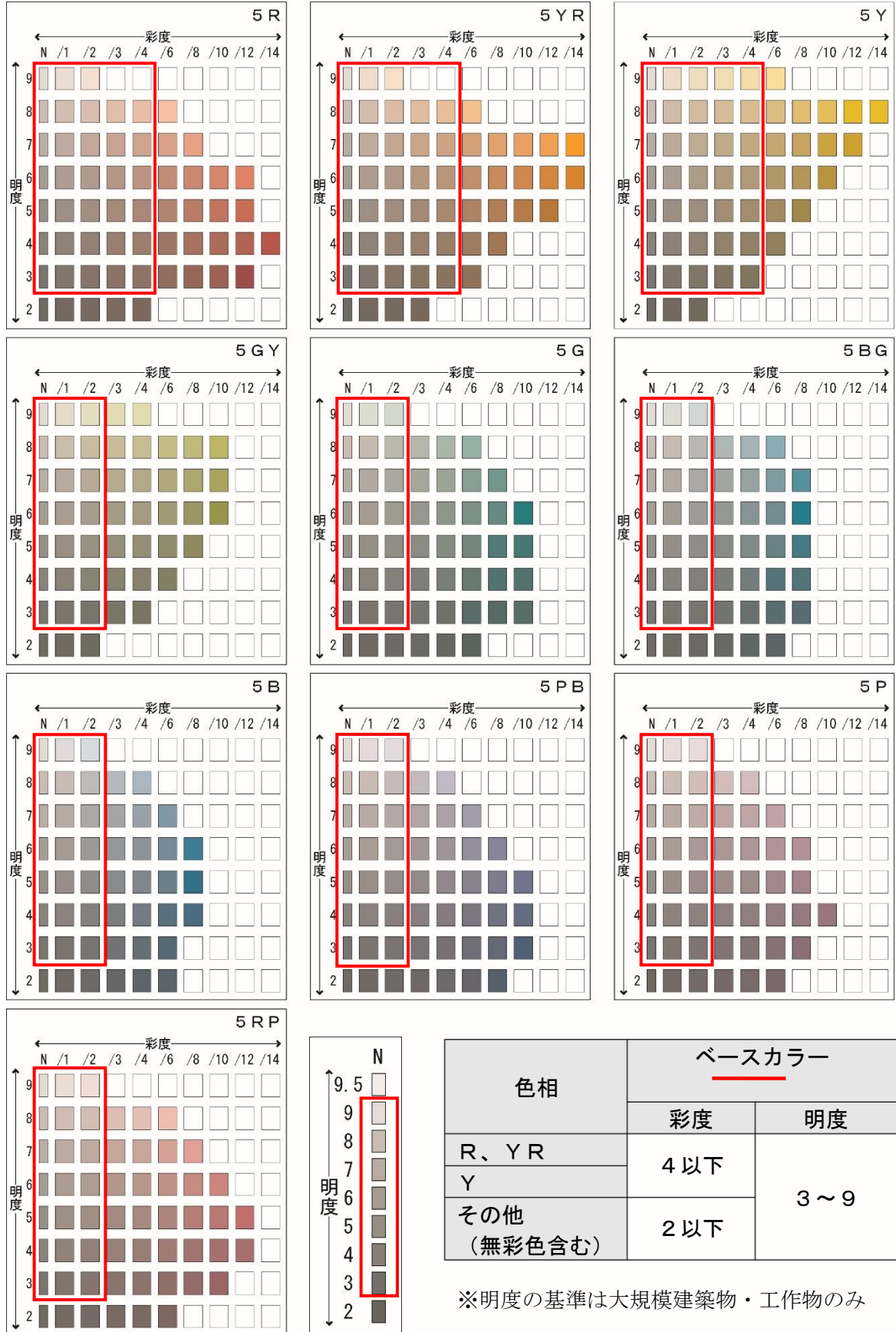


図5 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 北摂山系と調和した色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色（町名色等）は各立面の1/20以下とします。

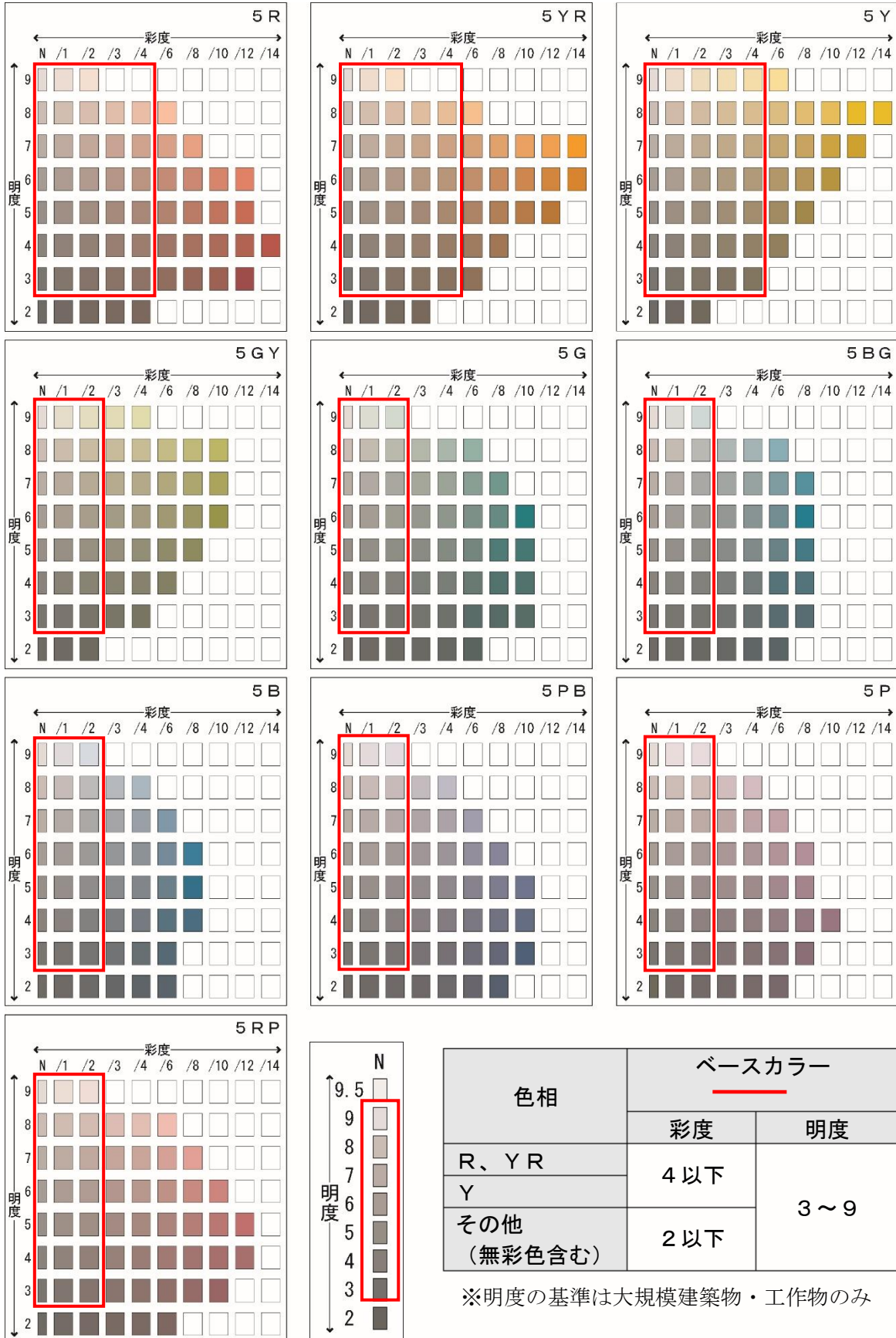


図6 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 楕の本陣と調和した落ち着いた落ち着きのある色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

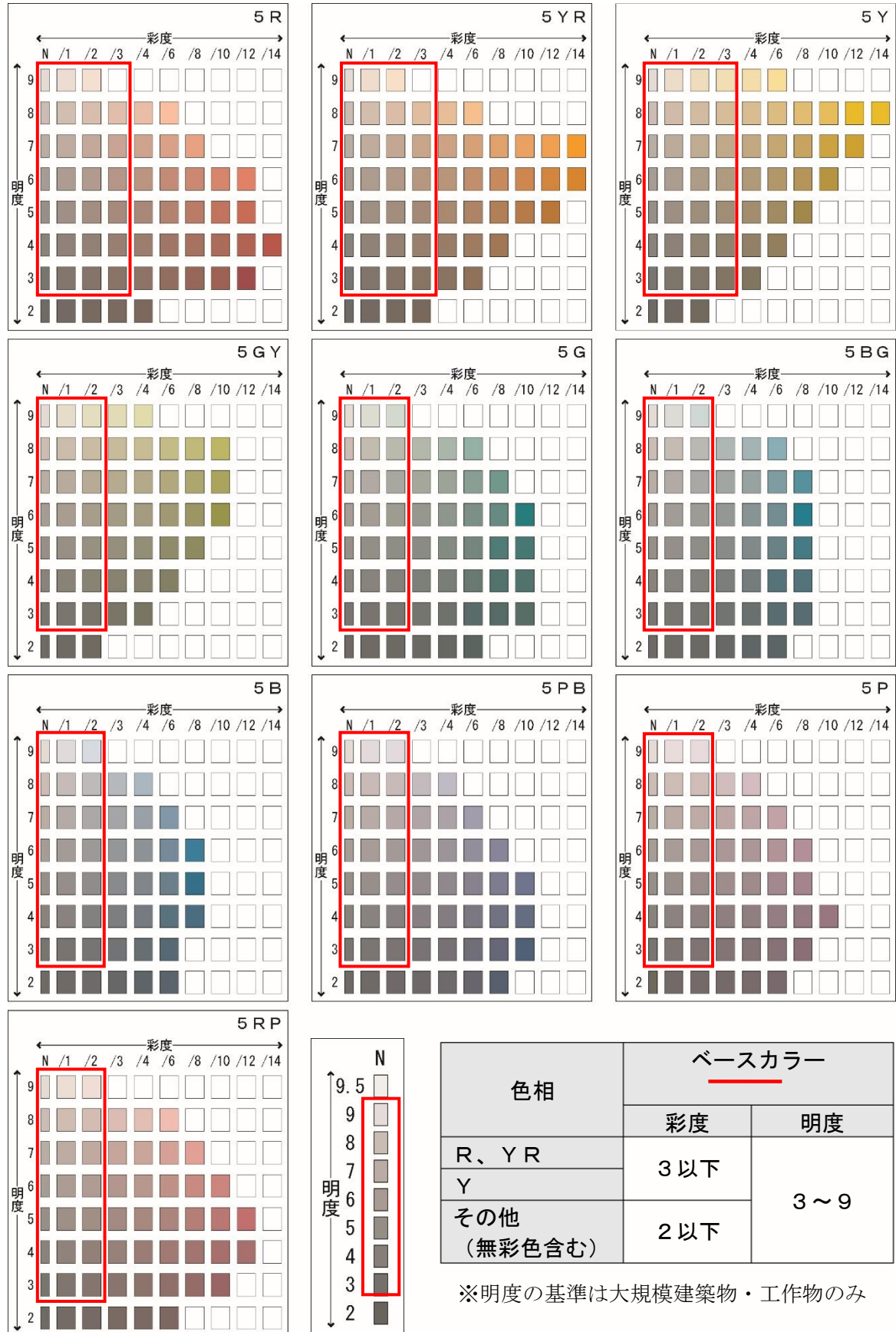
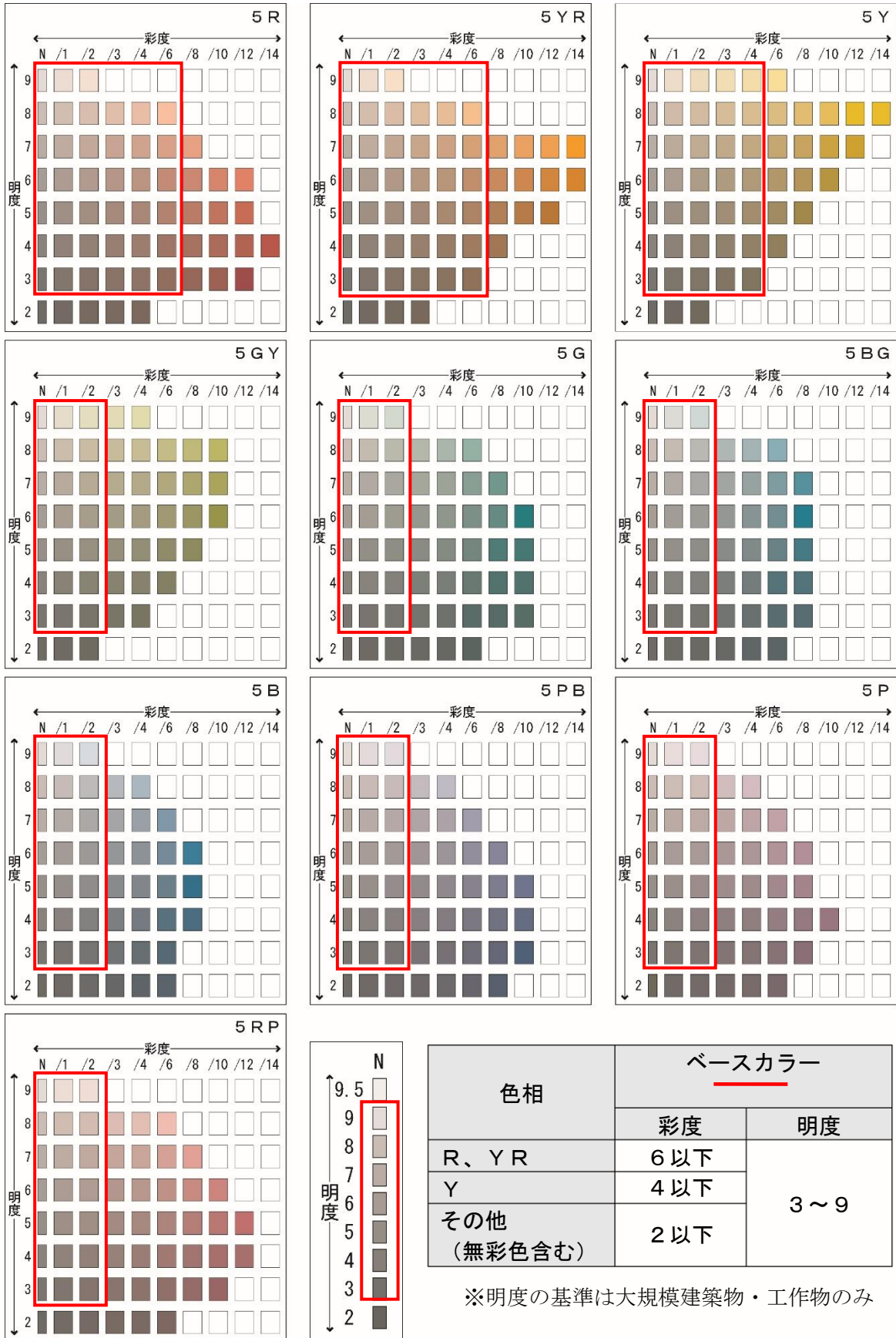


図7 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 沿道の緑となじむ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。



第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 現状

茨木市では西国街道が東西に、亀岡街道が南北に走っており、椿の本陣等の歴史的価値の高い建造物が存在しています。

また、近世には城下町として賑わい、江戸時代には多くの造り酒屋等が軒を連ねる在郷町として、三島地域の社会的、経済的中心となっていたことから、多くの町家や社寺が残っています。

(2) 指定にあたっての基本方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第20条)

景観重要建造物の指定を行う際には、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた建造物について、指定します。

- 歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められた建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 現状

市内には、樹齢やその姿等から見て、優れていると考えられる樹木や、地域のランドマークとして、市民に親しまれている樹木があります。

(2) 指定にあたっての基本方針

景観重要建造物と同様に、道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第29条)

景観重要樹木の指定を行う際には、審議会等の意見を聞くものとし、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた樹木について、指定します。

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、自然やまちの景観に大きな影響を与えるものです。駅周辺や幹線道路沿道などに無秩序に設置された屋外広告物は、良好な景観形成を阻害する要因となる一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮された優れたデザインの屋外広告物は、沿道の賑わいを演出し、地域の良好な景観の形成に寄与します。

屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、下記の基本的な考え方に沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、建築物や工作物等の行為の制限とともに、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

<めざすべき広告景観>

「自然とまちに調和し 心づかいを感じられる 広告景観づくり」

<自然との調和>

茨木市は、北摂山系の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまちであり、多様な自然とそれぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景であることから、山並みの眺望への配慮や、山間部・田園景観などの自然との調和を図った広告景観をめざします。

<まちなみとの調和>

茨木市は、北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業が発展してきたまちであり、多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木市の特徴であることから、これらの特徴を活かしてより魅力的なまちにしていくため、様々な地域の特性へ配慮し、調和を図るとともに、とりわけ多くの人が行きかう市の中心部において、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観に誘導し、まちなみとの調和を図った広告景観をめざします。

2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。

また、市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進をめざします。

<広告景観形成の方針>

- 屋外広告物法の趣旨にのっとり、良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から必要な規制・誘導内容を定めます。
- 茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- 本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を行います。
- 景観形成地区においては、茨木市のシンボルといえる景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区であることから、屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を実施します。
- 中心市街地においては、ウォークブル（歩行者中心）の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した屋外広告物の規制・誘導を行います。

第 10 章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用等の許可の基準

1. 景観重要公共施設の基本的事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観形成の推進につながります。

このため、景観形成上、特に重要な公共施設のうち、公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについて、景観重要公共施設の指定を行い、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることで、重点的な景観形成に取り組みます。

(2) 景観重要公共施設に関する基本方針

景観重要公共施設に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。 うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。 道路の付属物を設ける場合は、華美なデザインを避ける。 歩道の仕上げや道路の付属物は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。 特に景観上重要な路線や区間は、無電柱化について関係機関と協議する。 みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるように努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。 樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。 園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。 公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするように努める。 公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

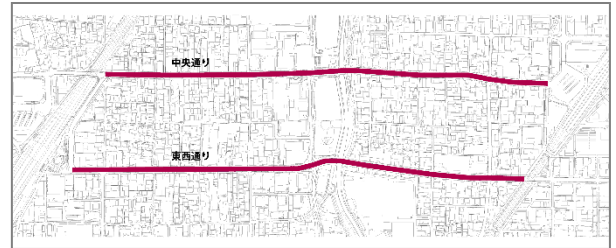
2. 景観重要公共施設の指定

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番 ～ 駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番 ～ 別院町7番

東西軸は、JR 茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐメインストリートです。延長約 1.3km ある2つの通りは、それぞれ「商業地としての賑わい」と「うるおいある緑」といった特徴があり、歩行者、自転車など日々多くの人が行き交う空間となっています。本市のメインストリートとして、歩いて楽しく滞在や活動をしたくなるような魅力的な景観形成を図っていきます。



3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により整備するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③日常管理又は部分補修に関するもの
- ④地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ⑤その他市長が認めるもの

4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【許可の対象】

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により設置するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ④工事や催物等のために一時的に設置するもの
- ⑤新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る）
- ⑥その他市長が認めるもの

第 11 章 誇れる景観づくりの実現に向けて

1. 誇れる景観づくりの意義

景観を良くしていくことは、生活の質を高めていくことであり、市民・事業者・行政による協働の取組みが求められます。また、景観を良くしていこうとする取組みを続けていくことは、地域への愛着心や連帯感の醸成につながります。

そのような持続的な取組みを進めていくには、一人ひとりの「意識」を高め、望ましい景観を考え「実践」し、取組みを支える「仕組み」をつくっていくことが必要です。

2. 市民・事業者・行政の意識を高める

市民、事業者、行政それぞれが景観形成に対する役割を認識し、日々の生活や事業活動において、「周辺との調和」という意識を浸透させていく必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、景観形成の担い手であり、建築行為等に際して、それぞれが周辺に配慮するという意識を持つことが、良好な景観の創出につながります。

さらには、地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出をめざすことが重要となってきました。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の景観に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に配慮することが求められています。

(3) 行政の役割

行政は、良好な景観を形成するため、本景観計画を推進し、市民や事業者の行為を協議・調整・指導していく役割があります。

3. 各地区での実践を促進する

良好な景観形成の取組みについては、各地区で、市民・事業者等が自ら景観について考え、実践することが重要となります。

市は、各地区での取組みが促進されるよう、景観法をはじめ、さまざまな制度の啓発や景観づくりの周知に努めます。

(1) 市民による景観まちづくり

景観法では、市民による景観まちづくりの手法として、景観計画の策定・変更に関わる提案制度、景観協定等が位置づけられており、市では、これらの手法を市民自らが積極的に活用できるように支援していきます。

1) 提案制度

一定の条件を満たした土地所有者やNPO団体等は、景観計画の策定、変更に関する提案を行うことができます。(法第11条第2項)

<景観計画の策定・変更に関わる提案>

	概 要
提案できる内容	景観計画の策定・変更
提案できる人	当該区域内の土地所有者等又はまちづくりNPOや公益法人、及びこれらに準ずるものとして景観条例で定める団体
提案の要件	・土地所有者等の3分の2以上の同意を得た場合 ・0.5ヘクタール以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地
留意事項	景観計画の策定又は変更を提案する場合は、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければいけません

2) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観形成のため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について協定を締結することができます。

【景観協定の特長】

- 土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定するもので、「地域による景観形成のルール」という特徴があります。
- 景観計画区域内であればどこでも締結可能であり、景観協定が達成しようとする目的に応じて、その内容が異なります。
- 地区住民自らの手で、地域の良い景観を維持・増進するために、自主的な取組みを行うことができる制度です。
- 建築物、工作物、樹林地、草地、屋外広告物、農地その他の景観形成に関する事項を一体的に定めることができる点が大きな特徴です。
- 建築用途やショーウィンドーの照明時間等のソフト面の事項等、景観計画や景観地区で定めることができない事項についても定めることが可能です。

＜景観協定で定めることができる事項＞

- ア) 建築物の形態意匠に関する基準
- イ) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ウ) 工作物の敷地、位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- エ) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- オ) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- カ) 農用地の保全又は利用に関する事項
- キ) その他良好な景観の形成に関する事項

(2) 勉強会等の開催

景観づくりに関する「シンポジウム」の開催や、地区の景観について話し合う「タウンミーティング」等、景観について理解が深まるような勉強会等を継続的に開催することで、良好な景観づくりに対する意識啓発に努めます。

＜勉強会等の主な手法＞

手 法	概 要
シンポジウム	専門家や景観づくりに携わる人の意見や考えを聞く場を設け、良好な景観形成に対する意識を向上させます。
タウンミーティング	自分達の住んでいる地区の景観について知ってもらおうとともに、景観を良くするために必要なこと等の意見を出してもらいます。一般的には、市民が行政から説明を受けた後、意見交換を行います。
ワークショップ	ファシリテーター（進行役）の指示のもと、市民、行政、専門家が同じテーブルを囲み、双方向で意見のやりとりを行います。まち歩き等を通じて、地区の良いところや悪いところを出し合い、良いところを伸ばし、悪いところを改善するために、自分たちができることを話し合ったりします。

(3) 表彰制度の活用

良好な景観形成に寄与した人や事業者・団体を市長が表彰することで、継続的な取組みの実施や良好な景観形成に対する意欲を向上させます。

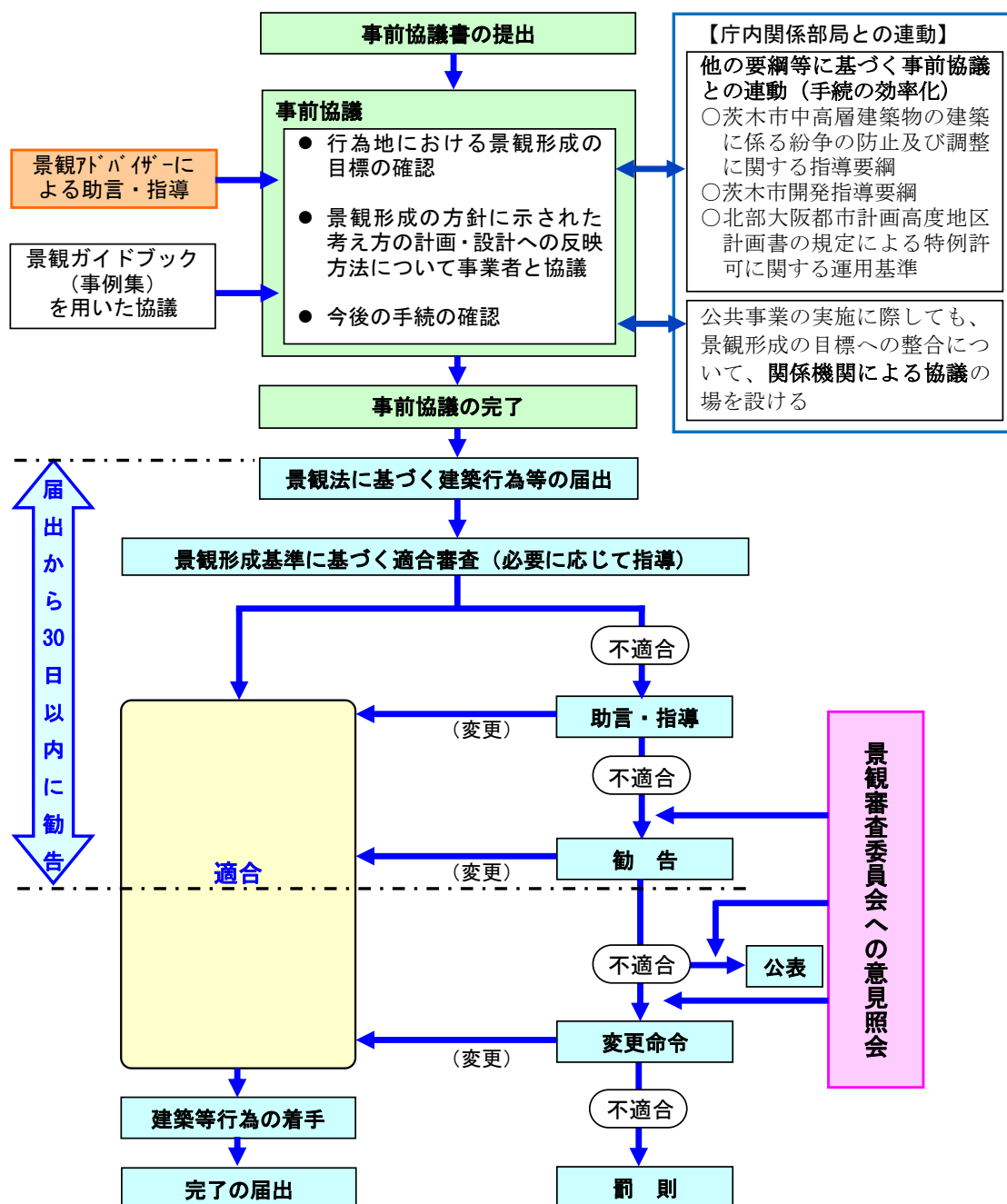
また、良好な景観形成に寄与している建築物・工作物等については、その存在を公表するとともに、所有者、設計者、施工者等を表彰します。

4. 効果的な景観誘導のための仕組みをつくる

各地域で、望ましい景観形成を誘導していくためには、景観法に基づいて定められた方針や基準等を、表面的に満足していれば良いというものではありません。例えば、建築行為等が行われる地域において、周辺との「調和」や「配慮」とは、具体的にどのようなことをすべきかを、対話に基づき共有していくことが重要です。

そのため、茨木市では、景観法第 16 条に基づく届出に先立ち、「事前協議」の場を設け、専門家からの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を図っていくための仕組みを設けます。

また、公共事業の実施に際しても、庁内関係部局等による景観形成の目標に留意したデザイン（計画や設計）を誘導していくための協議・調整の場を設けます。



5. 良好な景観形成のための行動規範

「はじめに」で述べたように、景観形成を行っていくに際しては、先人達が大切にしてきた周りへの気づかみや美意識を再認識しながら、私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直していく必要があると考えています。

そのためには、将来像の実現に向けて、私達一人ひとりが茨木のまちのことを考えて行動することが大切です。茨木市都市計画マスタープランには、そのための「行動規範」が以下のように示されています。

<行動規範>

人の環を大切にする 茨木にしよう
そのために 人と会おう
あいさつをしよう
そして人持ちになろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

人の力を大切にする 茨木にしよう
そのために まず自分で頑張ろう
みんなの力を活かそう
新しい力を育てよう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

あるものを活かす 茨木にしよう
そのために まちにしよう
まちを使おう
そして楽しもう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

受け継いでいく 茨木にしよう
そのために 昔を知ろう
地元を大切にしよう
大切なモノを守ろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

今、生きている私たちのためだけでなく、
これから生まれてくる子どもたちや人々のために
大好きと言える茨木にしよう

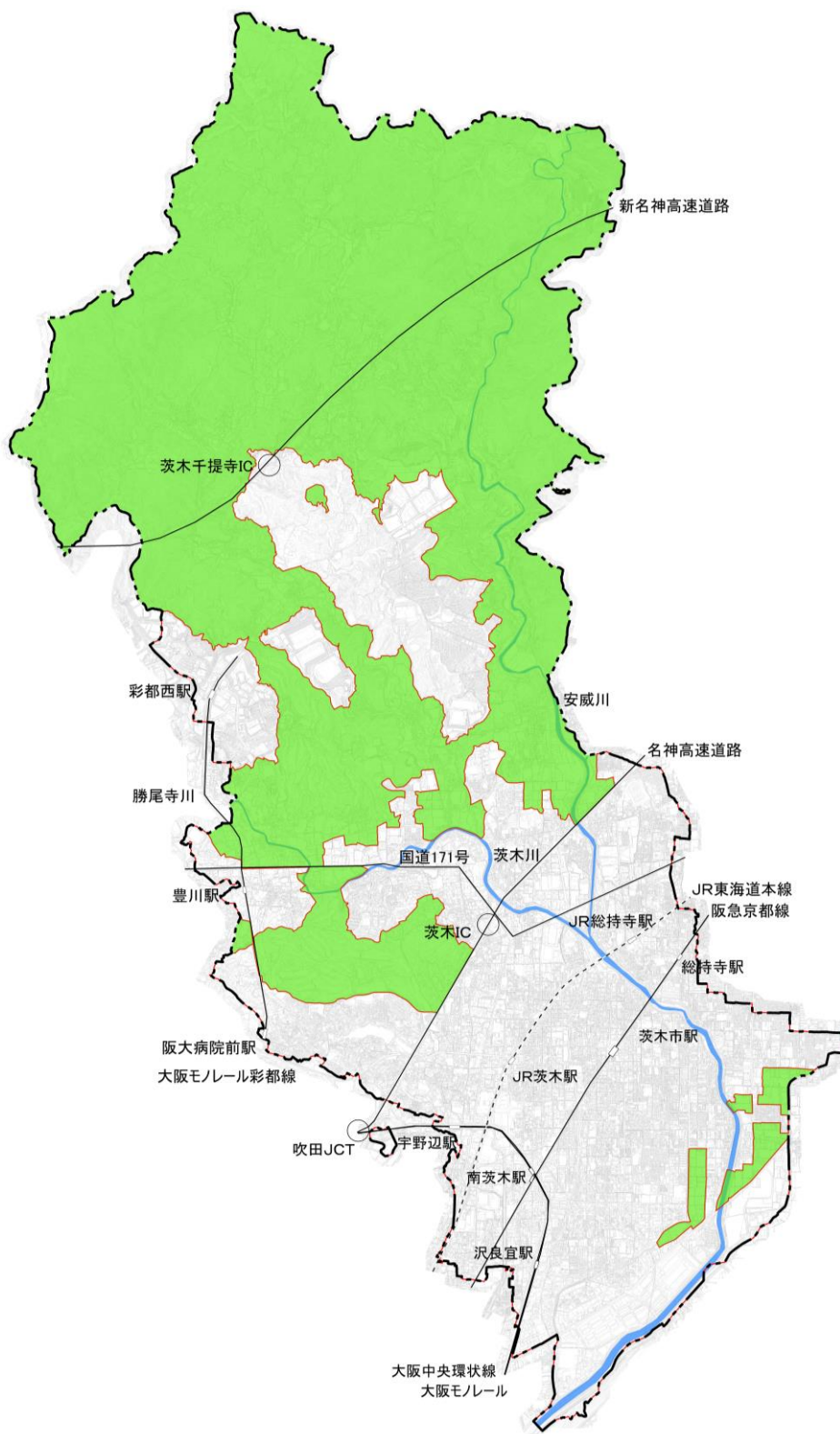
出典：茨木市都市計画マスタープラン

参考付図(景観区域・景観形成地区の詳細図)

1. 景観区域

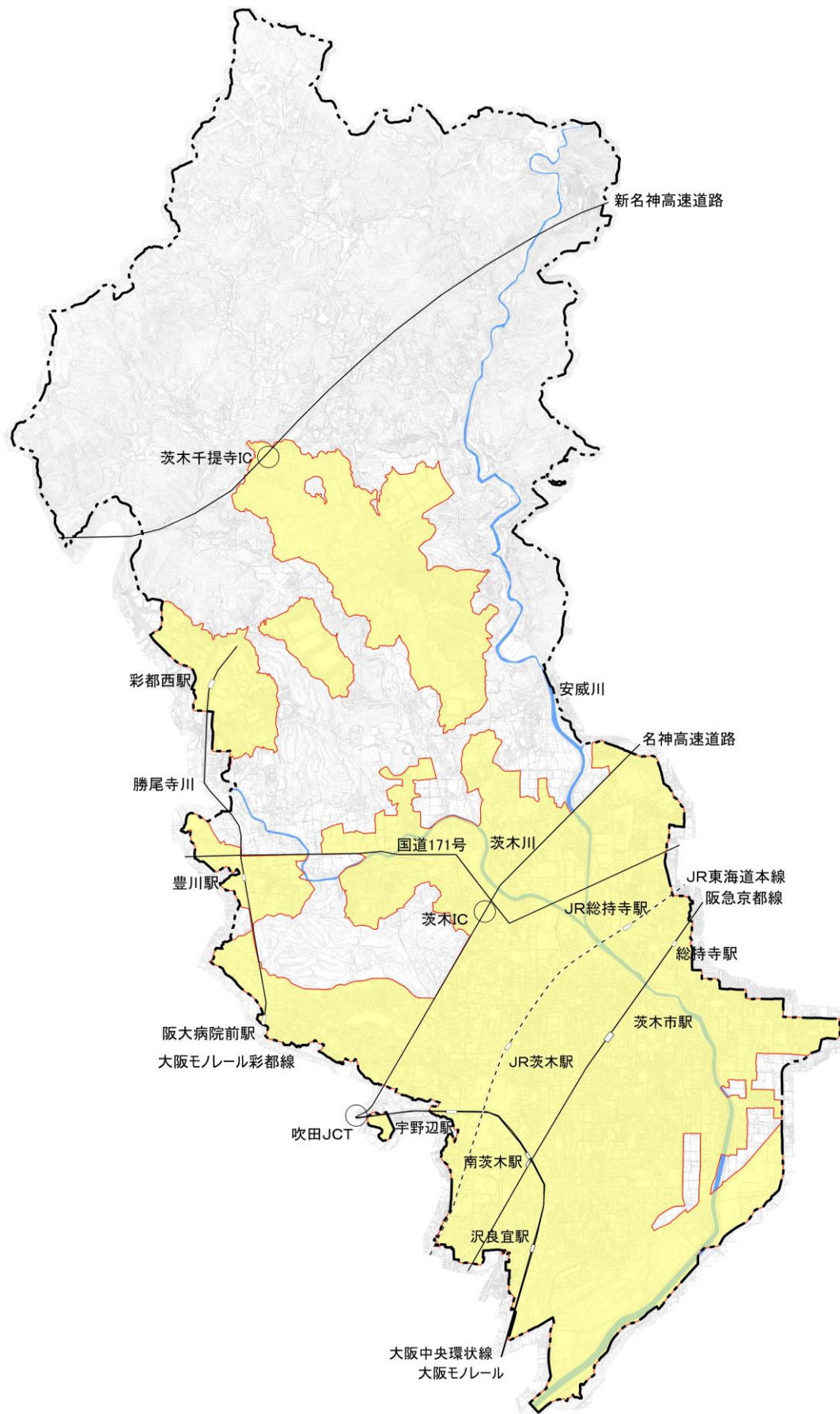
(1) みどり・田園景観区域

市街化を抑制する「市街化調整区域」を、みどり・田園景観区域に設定します。



(2) まちなみ景観区域

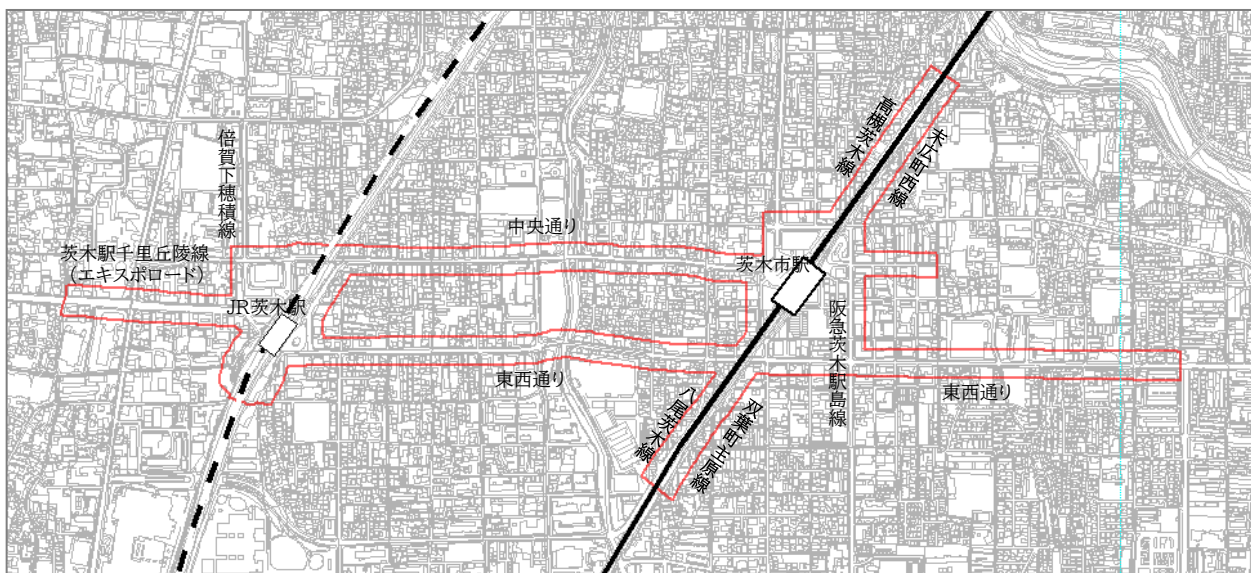
市街化を促進する「市街化区域」を、まちなみ景観区域に設定します。



2. 景観形成地区

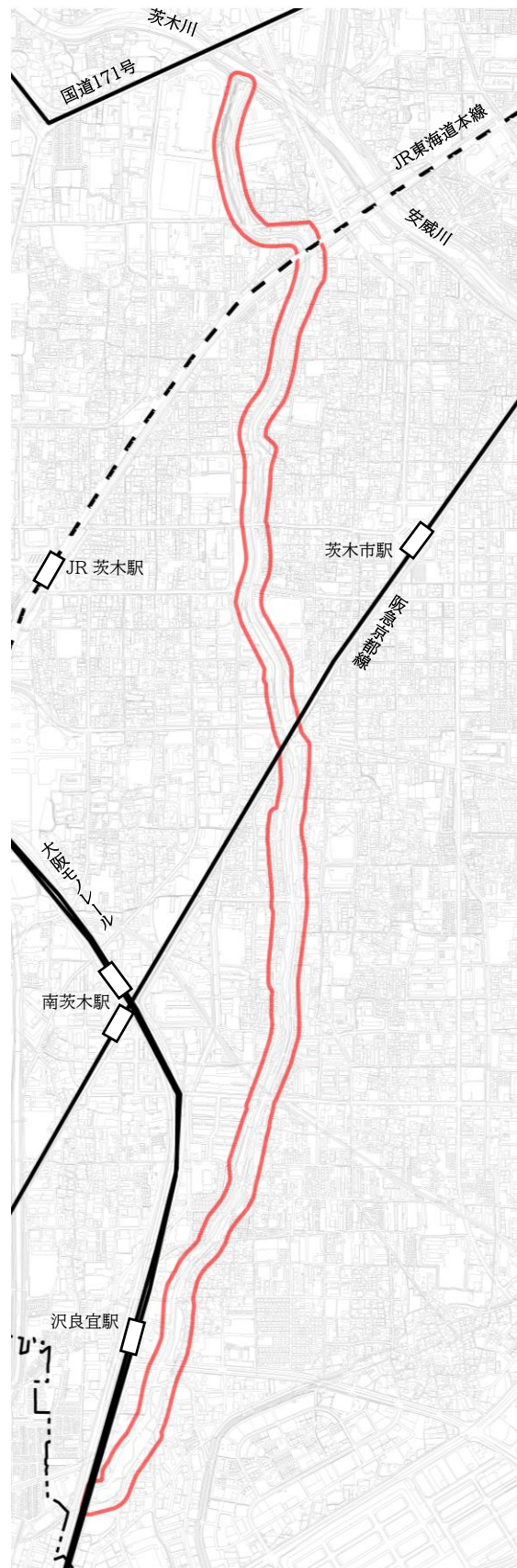
(1) にぎわい景観形成地区

阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺と、それらをつなぐ主要道路の境界線より 25mの平行線で囲まれた範囲を、にぎわい景観形成地区に設定します。



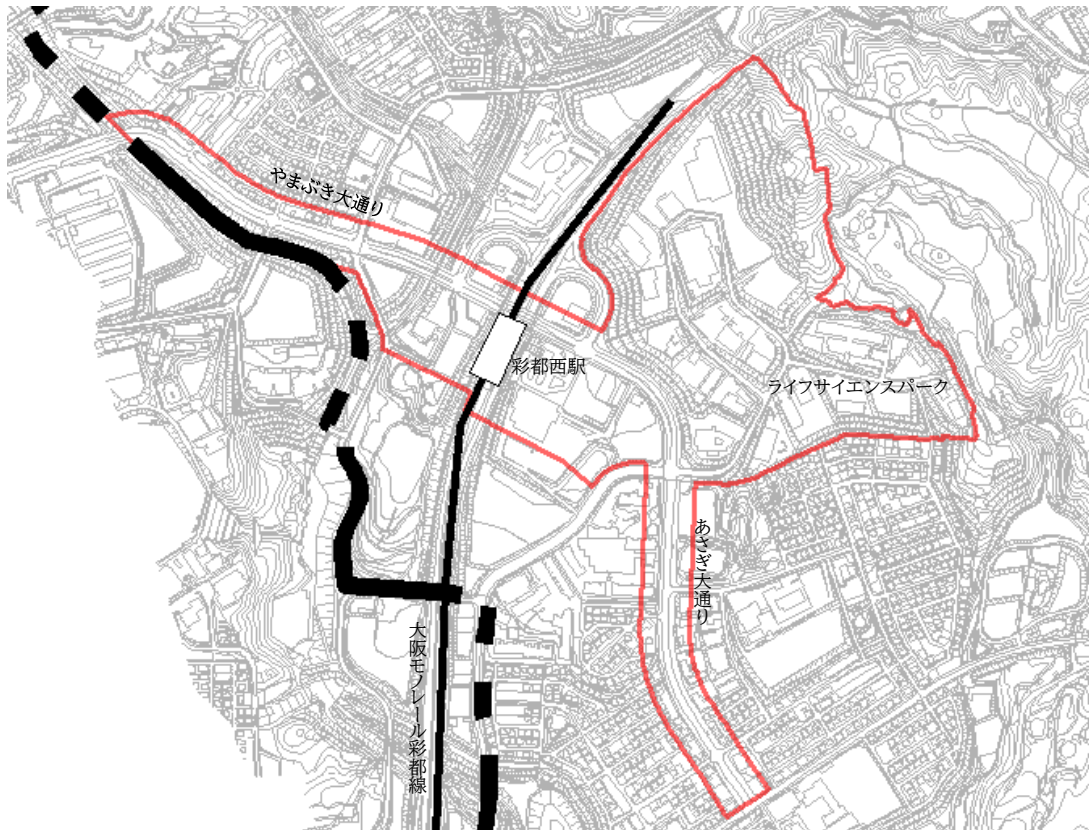
(2) 元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地及びその沿線道路の境界線より 25mの平行線で囲まれる範囲を、元茨木川緑地景観形成地区に設定します。



(3) 彩都景観形成地区

大阪モノレール彩都線彩都西駅周辺と、あさぎ大通り・やまぶき大通りの境界線より 25m の平行線で囲まれる範囲、及びライフサイエンスパークを彩都景観形成地区に設定します。



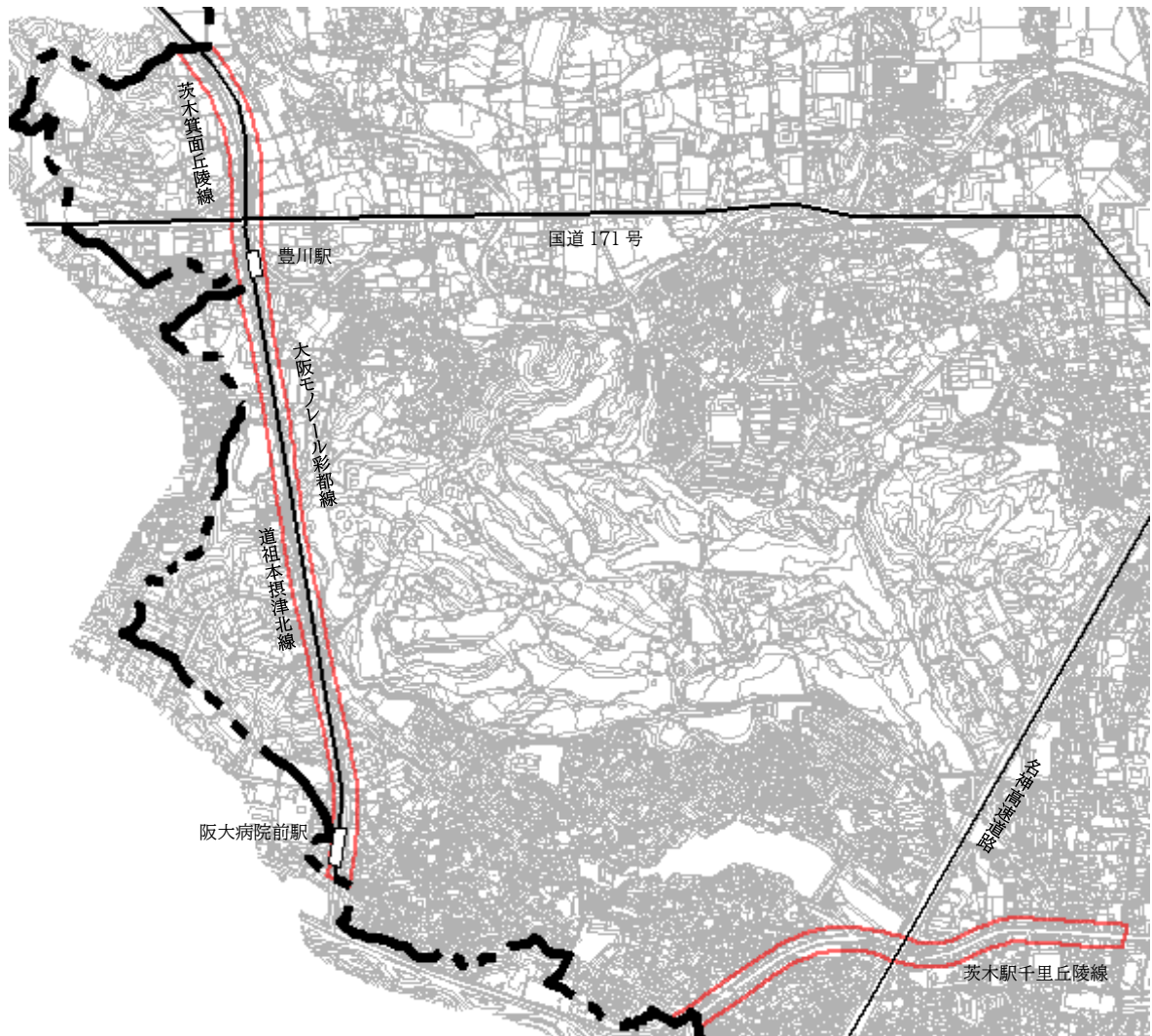
(4) 歴史的景観形成地区

国道 171 号及び勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内を、歴史的景観形成地区に設定します。



(5) 沿道景観形成地区

都市計画道路道祖本摂津北線及び同茨木箕面丘陵線、同茨木駅千里丘陵線の境界線より25mの平行線で囲まれる範囲を、沿道景観形成地区に設定します。



茨木市景観計画（変更案）新旧対照表

変更（案）

現行計画

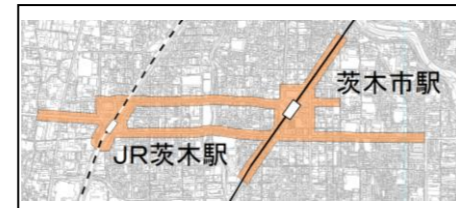
第 6 章 良好な景観形成の方針 <にぎわい景観形成地区>

3. 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成の方針及び関連の方針を以下のように定めます。

(1) にぎわい景観形成地区

にぎわい景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



<景観形成の方針>

にぎわい景観形成地区
【誘導の主な対象】

中心市街地にふさわしい景観を形成する

- 【景観形成の方針】
- 茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導します。
配置 規模 高さ
形態 意匠
 - **歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。**
形態 意匠
照明
緑化 外構



ゆとり・うるおいを感じさせる

- **居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。**
配置 規模 高さ
形態 意匠
- うるおいある景観を形成するため、壁面緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。
緑化 外構



周辺と調和した景観を形成する

- 商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。
配置 規模 高さ
形態 意匠



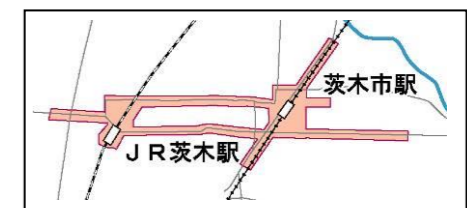
第 6 章 良好な景観形成の方針 <にぎわい景観形成地区>

3. 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成の方針及び関連の方針を以下のように定めます。

(1) にぎわい景観形成地区

にぎわい景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



<景観形成の方針>

にぎわい景観形成地区
【誘導の主な対象】

中心市街地にふさわしい景観を形成する

- 【景観形成の方針】
- 茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導します。
配置 規模 高さ
形態 意匠



ゆとり・うるおいを感じさせる

- ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。
配置 規模 高さ
形態 意匠
- うるおいある景観を形成するため、壁面緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。
緑化 外構



周辺と調和した景観を形成する

- 商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。
配置 規模 高さ
形態 意匠



※ 屋外広告物の基準については、別途制定する（仮称）茨木市屋外広告物条例に基づいて制限を行うものとしませんが、本地区の「屋外広告物の設置に関する基本方針」は、景観計画第 9 章屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項で整理しています。

第7章 行為の制限に関する事項 <にぎわい景観形成地区>

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、<u>東西通り</u>、エキスポロード）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2)形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <u>商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。</u> <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（<u>東西通りの沿道では、落ち着きの感じられる色彩</u>）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 <u>当該基準に適合しない色</u>は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（<u>ソーラーパネルを含む。</u>）は上記2項の限りでない。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 <u>商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。</u>
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 <u>建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。</u> <u>中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。</u> <u>東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。</u> 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。 <u>駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。</u> <u>建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。</u>

第7章 行為の制限に関する事項 <にぎわい景観形成地区>

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、茨木鮎川線、エキスポロード（にぎわい景観形成地区内））沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2)形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラーは明るくにぎわいの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。） アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)光源等	<ul style="list-style-type: none"> 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 緑豊かな景観を形成するため、建築物の壁面緑化、屋上緑化等に努める。 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。

変更(案)			現行計画		
行為	事項	にぎわい景観形成地区	行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロード）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 	2 工作物の新設又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、茨木鮎川線、エキスポロード（にぎわい景観形成地区内））沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2)形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 		2)形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着きの感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。 		3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラーは明るくにぎわいの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。） アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。 		4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 		5)光源等	<ul style="list-style-type: none"> 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 		6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 	3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。 	4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 	5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

※ 変更箇所を朱字で表示

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、自然やまちの景観に大きな影響を与えるものです。駅周辺や幹線道路沿道などに無秩序に設置された屋外広告物は、良好な景観形成を阻害する要因となる一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮された優れたデザインの屋外広告物は、沿道の賑わいを演出し、地域の良好な景観の形成に寄与します。

屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、下記の基本的な考え方に沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、建築物や工作物等の行為の制限とともに、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

<めざすべき広告景観>

「自然とまちに調和し 心づかいを感じられる 広告景観づくり」

<自然との調和>

茨木市は、北摂山系の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまちであり、多様な自然とそれぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景であることから、山並みの眺望への配慮や、山間部・田園景観などの自然との調和を図った広告景観をめざします。

<まちなみとの調和>

茨木市は、北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業が発展してきたまちであり、多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木市の特徴であることから、これらの特徴を活かしてより魅力的なまちにしていけるため、様々な地域の特性へ配慮し、調和を図るとともに、とりわけ多くの人が行きかう市の中心部において、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観に誘導し、まちなみとの調和を図った広告景観をめざします。

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観に対する影響が大きいことから、景観形成上重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められます。

このため、地区の特性に応じて建築物等と一体的な景観誘導を進めます。具体的には、市として屋外広告物に対する考え方を整理した上で、(仮称)「茨木市屋外広告物条例」を制定し、誘導を行います。なお、市中心部に位置し、シンボリックな景観として景観形成地区と位置づけられた「にぎわい景観形成地区」は、下記の方針で屋外広告物の誘導を行います。

2. にぎわい景観形成地区の屋外広告物に関する方針

にぎわい景観形成地区では、以下の事項に配慮します。

- 屋上に広告物を掲出する場合は、周辺のまちなみのスカイラインを著しく変化させることがないように、規模や高さ等について配慮します。
- 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、統一感のある魅力的な都市景観の形成に向けて、広告物を整理、統合し、位置や規模及び建築物との一体性や調和等、について配慮します。
- 突出看板は原則として敷地内に設置し、広告物を整理、統合するなど規模や高さ、配置に配慮します。
- 屋外広告物の色彩は、彩度、明度、色相の差がはげしい組み合わせは避け、隣接する建築物や広告物との調和に配慮します。
- 彩度の高い色彩を使用する場合は、小さな面積とし、蛍光塗料や点滅するものを避け、まちなみとの調和に配慮します。

なお、さらにきめ細かな基準を設けることが必要となった場合は、市民・事業者の参加による協議の場を設け、地域独自のルールづくりを促していきます。

2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。

また、市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進をめざします。

<広告景観形成の方針>

- 屋外広告物法の趣旨にのっとり、良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から必要な規制・誘導内容を定めます。
- 茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- 本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を行います。
- 景観形成地区においては、茨木市のシンボルと言える景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区であることから、屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を実施します。
- 中心市街地においては、ウォークアブル（歩行者中心）の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した屋外広告物の規制・誘導を行います。

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用等の許可の基準

1. 景観重要公共施設の基本的事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観形成の推進につながります。

このため、景観形成上、特に重要な公共施設のうち、公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについて、景観重要公共施設の指定を行い、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることで、重点的な景観形成に取り組みます。

(2) 景観重要公共施設に関する基本方針

景観重要公共施設に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。 うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。 道路の付属物を設ける場合は、華美なデザインを避ける。 歩道の仕上げや道路の付属物は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。 特に景観上重要な路線や区間は、無電柱化について関係機関と協議する。 みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるように努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。 樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。 園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。 公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするように努める。 公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 基本的事項

今後の景観づくりにおいては、建築物等を対象とした景観形成基準だけでなく、道路、河川、公園等の公共施設も景観に配慮して整備していく必要があります。

このため、大阪府景観計画に基づくこれまでの取組みを踏まえつつ、景観計画に基づく良好な景観形成を推進していくため、以下の公共施設について、当該公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについては、景観重要公共施設として位置づけていきます。

2. 景観重要公共施設の基本方針

景観重要公共施設の整備に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。 うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。 交通安全施設を設ける場合は、華美なデザインを避ける。 歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。 特に景観上重要な路線や区間は、電線類の地中化について関係機関と協議する。 みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるよう努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。 樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。 園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。 公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするよう努める。 公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

2. 景観重要公共施設の指定

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

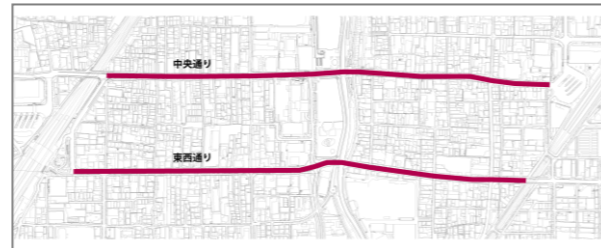
景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番 ～ 駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番 ～ 別院町7番

東西軸は、JR 茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐメインストリートです。

延長約 1.3km ある2つの通りは、それぞれ「商業地としての賑わい」と「うるおいある緑」といった特徴があり、歩行者、自転車など日々多くの人が行き交う空間となっています。

本市のメインストリートとして、歩いて楽しく滞在や活動をしたいくなるような魅力的な景観形成を図っていきます。



3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により整備するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③日常管理又は部分補修に関するもの
- ④地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ⑤その他市長が認めるもの

4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【許可の対象】

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により設置するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ④工事や催物等のために一時的に設置するもの
- ⑤新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る）
- ⑥その他市長が認められるもの

1章 はじめに

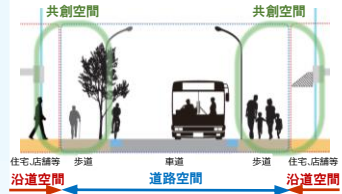
ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、歩きやすく歩きたくなるメインストリート（中央通り・東西通り）を官民が連携して実現するための指針として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示すもの。
- 本ガイドラインに沿って、将来像や価値観等を官民が共通して持ちながら、連携・協力し、多様な活動の場の実践を繰り返すことにより、豊かな都市空間の実現を目指す。

<対象範囲> 東西軸（中央通り・東西通り）



<対象とする空間> 道路・沿道空間及び共創空間※1

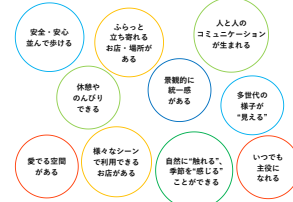


※1 共創空間 官の道路空間と民の沿道空間が一体となって、滞在や交流といった空間の利活用がなされるところ

2章 東西軸の特徴・ニーズ

<東西軸や中心市街地の特徴>

- 中心市街地の滞在は限定的で回遊をされていない傾向にある。
- 中央通りは「お店の賑わい」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」といった、通りごとに異なる特徴がある。



<東西軸に対するニーズ>

- 機能や役割**
 - 安全・安心並んで歩ける
 - 人と人のコミュニケーションが生まれる
 - 休憩やのんびりできる など
- 利活用や取組内容**
 - 店舗による道路空間の利活用はどんどん増えてほしい
 - 休憩や滞在ができる空間が生まれ、道が居場所になってほしい
 - 安全に通行できるように、道路構成を見直してほしい など

4章 将来像を実現するためのデザイン指針

<中央通り>

【デザインコンセプト】賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

～気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、まちの賑わいや人々の活動が広がる通り～



■ 道路空間のデザイン指針

歩行者と自動車等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した空間を目指す。

- 【歩道舗装】** 活気や親しみやすさが感じられる彩度を抑えた色彩を基本とする。
- 【街路樹】** 比較的空間が確保できるところにスポット的に配置する。
- 【その他】** 周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。無電柱化を推進する。 など

■ 沿道空間のデザイン指針

歩きたくなる空間を形成するため、まちに開かれた低層部の設えやオープンスペースの確保等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

- 【用途】** 低層部は店舗を中心に、人々の活動や交流による賑わいが感じられる用途を推奨する。
- 【その他】** 原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保する。 など



<東西通り>

【デザインコンセプト】身近にうるおいを感じる良質で落ち着いたデザイン

～自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ自由に過ごせる落ち着いた通り～



■ 道路空間のデザイン指針

うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された空間を目指す。

- 【歩道舗装】** 豊かな緑を際立たせつつ、沿道と調和した上質感を演出する色彩を基本とする。
- 【街路樹】** 高木の街路樹を連続して配置することを基本とする。
- 【その他】** 周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。無電柱化を推進する。 など

■ 沿道空間のデザイン指針

積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

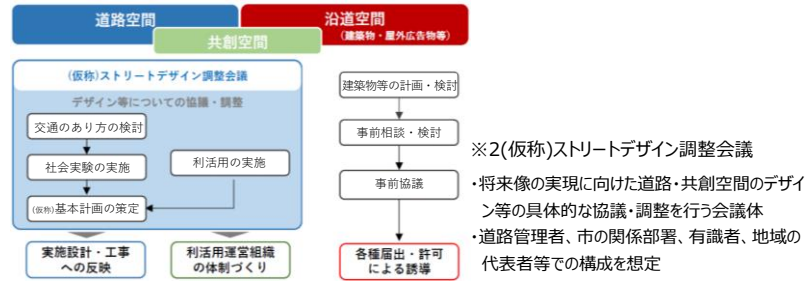
- 【用途】** 低層部は周辺の景観と調和した店舗を中心に、落ち着きを感じられる用途を推奨する。
- 【その他】** 原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保する。 など



5章 将来像の実現に向けて

<将来像を実現するための運用体制>

- 道路空間** 交通のあり方の検討の段階から「(仮称)ストリートデザイン調整会議※2」を立ち上げ、意見等を聴取しながら社会実験の実施や(仮称)基本計画の策定を行い、実施設計・工事へ反映する。
- 共創空間** 沿道事業者等との意見交換や(仮称)ストリートデザイン調整会議※2を活用しながら利活用の実施を支援する等、利活用運営組織の体制づくりに繋げていく。
- 沿道空間** 本ガイドラインと整合した景観条例・屋外広告物条例等に基づき、事前協議、各種届出・許可により誘導を図る。



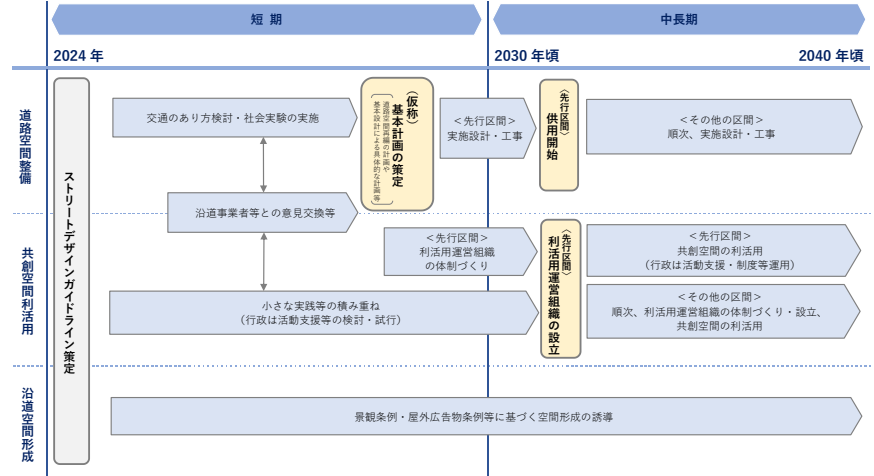
<ともに創るストリートの実現に向けて>

「ハードの魅力」を高めるほか、沿道事業者等や市民の皆さんによる様々な活動等が生み出されることを通して、ストリートに「ソフトの魅力」を加えていくことが、茨木らしい個性あるストリートの実現に必要



<実現に向けたロードマップ>

各空間ごとに取組みを進め、本ガイドラインに示した将来像の具現化を目指す。



その他、沿道空間の形成や共創空間の利活用に向けた行政の取組みや制度等を紹介。まちづくりアドバイザーの派遣制度、提案型公益支援事業、民有地緑化事業、(今後検討)歩行者利便増進道路、助成制度 など

茨木市東西軸 ストリートデザイン ガイドライン (案) (中央通り・東西通り)



Guidelines for Street Design of East-West Axis in Ibaraki City



もくじ

1 はじめに	
（1）背景	1
（2）目的	2
（3）位置づけ	2
（4）対象範囲	2
（5）対象とする空間	2
2 東西軸の特徴・ニーズ	
（1）東西軸や中心市街地の特徴	3
（2）東西軸に対するニーズ	4
3 目指すべき将来像	5
4 将来像を実現するためのデザイン指針	
（1）中央通りのデザイン指針	6
（2）東西通りのデザイン指針	14
5 将来像の実現に向けて	
（1）将来像を実現するための運用体制	21
（2）ともに創るストリートの実現に向けて	22
（3）支援メニュー	25
（4）実現に向けたロードマップ	26

※東西軸とは、本市のメインストリートである中央通りと東西通りの総称です。

(1) 背景

本市の中心市街地では、様々な拠点施設が更新時期を迎えており、この転換期を契機ととらえ、まちなかを車中心から「人」中心の空間に再編し、豊かさや幸せをもたらす思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前のように繰り広げられる空間形成を目指しています。

「人」が中心の居心地の良いまちなか形成には、2コア1パークの都市構造のもと、誰もが快適に過ごせる魅力ある拠点整備を行うとともに、拠点をつなぐストリートにおいては、安全に通行できる環境のほか、滞在や交流といった道路空間の活用がなされ、沿道空間がよりまちに開かれた設えとなる等の一体的な空間の質の向上が重要となります。

本ガイドラインは、このような背景のもと、一方通行化構想のあるメインストリートの東西軸(中央通りと東西通り)を対象に、歩きやすく歩きたくなるメインストリートを官民が連携して実現するための指針として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示すものです。

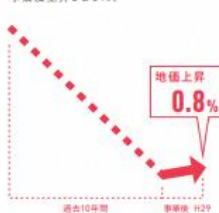
今後、本ガイドラインに沿って、将来像や価値観等を官民が共通して持ちながら、連携・協力し、多様な活動の場の実践を繰り返すことにより、豊かな都市空間の実現を目指していきます。

(参考)車中心から人中心に空間再編することの多面的な効果

人中心の空間に転換することにより、人々が安全・快適に滞在できる空間が確保できることに加え、人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出等新たな雇用やビジネスの拡大、沿道商店街の売り上げ上昇等の都市経営に直接寄与する効果が期待できます。

地価の上昇

過去10年間減少を続けていた地価が事業後上昇しました。



▲ストリートデザインガイドライン-居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書- (バージョン 2.0) (国土交通省) の内容を編集

▲道路空間の再配分等を行い、歩行者の安全通行の確保や新たな賑わいの創出により、地価の上昇等の効果がみられた愛媛県松山市花園町通り (全国街路事業促進協議会 道をつなげる 人がつながる-街路事業のストック効果-)

中心市街地が進む主な取組み



1 茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」の整備

新たな市の顔としての複合施設や市民が憩い交流するための公園を一体的に整備し、高質で魅力ある都市拠点の形成を図る取組み

拠点整備による賑わいを点から面へと波及させていくことが重要



2 元茨木川緑地・デザイン

開園から40年を経過した元茨木川緑地について、単なるリニューアルではなく、現状の良さを残しつつ、「市の誇れる財産」として長く親しまれる緑地を目指して更新する取組み



※市民ワークショップ等での市民の想いやアイデアを表現したイメージ図

3 JR 茨木駅西口再整備 4 阪急茨木市駅西口再整備

市の玄関口として相応しい多様な都市機能の充実を図るとともに、更なる交通環境の向上及び持続性のある魅力・賑わい空間を創出する取組み



5 茨木みちクルの推進

より多くの人々が訪れ、滞在し、活動したくなるようなまちなかの形成に向けて、おにクルや元茨木川緑地、JR 茨木駅、阪急茨木市駅等の拠点を繋ぐ中央通り、東西通りをより魅力的な通りにする取組み

(2) 目的

I メインストリートの将来像やデザイン指針等に対する共感の輪を広げる

現況調査やワークショップ、社会実験の実施を通して様々な主体とともに考えた、メインストリートの将来像やその実現に向けたデザイン指針等を写真やイメージ図等で視覚的にわかりやすく提示・共有し、それらに対する共感の輪を広げていきます。

II 官民の連携により、人中心の豊かな都市空間の実現に繋げる

本ガイドラインに沿って、官民の連携により多様な主体による活動や検討が様々な場において行われることを通して、思い思いの過ごし方が繰り広げられる人中心の豊かな都市空間の実現に繋げていきます。

(3) 位置づけ

本ガイドラインは、都市づくりの方針に即した中心市街地に関するまちづくりの考え方や計画と整合・連携を図るとともに、景観計画と整合を図ります。

都市づくりの方針

都市計画マスタープラン・立地適正化計画

即す

中心市街地に関するまちづくりの考え方・計画

人・プロセス重視のまちづくりの考え方

次なる茨木ランドデザイン

(仮称) 人中心のまちなか形成に向けた戦略

整合

ストリートデザイン
ガイドライン

連携

中心市街地活性化
基本計画等

整合

景観計画
(景観条例)

整合

屋外広告物条例

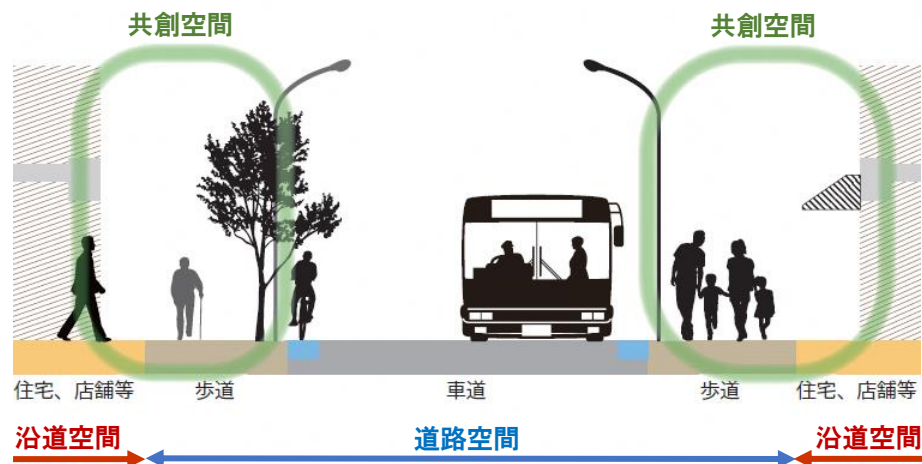
(4) 対象範囲

茨木市の玄関口である JR 茨木駅と阪急茨木市駅を結ぶ、東西軸(中央通りと東西通り)を対象とします。

(5) 対象とする空間

車道や歩道で構成される道路空間と、住宅や店舗等で構成される沿道空間を対象とします。

また、官の道路空間と民の沿道空間が一体となって、滞在や交流といった空間の利活用がなされるところは、居心地の良いまちなか形成にとって重要な空間であることから、本ガイドラインでは、そのような空間を共創空間と位置づけます。



2

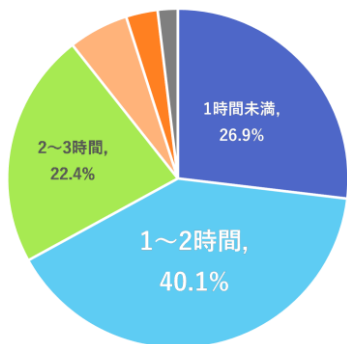
東西軸の特徴・ニーズ

(1) 東西軸や中心市街地の特徴

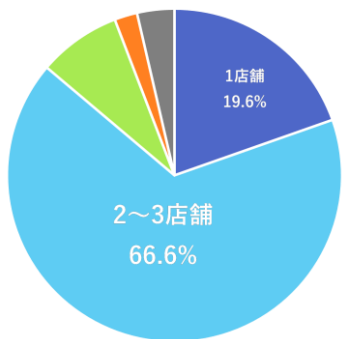
東西軸の利用者は通勤・通学等の目的地へ向かう移動が多く、中心市街地の滞在は限定的であり、回遊をされていない傾向にあります。また、中央通りは「お店の賑わい」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」といった、通りごとに異なる特徴を持っていることがわかります。

中心市街地の滞在時間・利用店舗数

滞在時間は1～2時間、利用店舗数も2～3店舗と滞在は限定的であり、エリア内の回遊が乏しい



■ 半日 ■ 終日 ■ その他

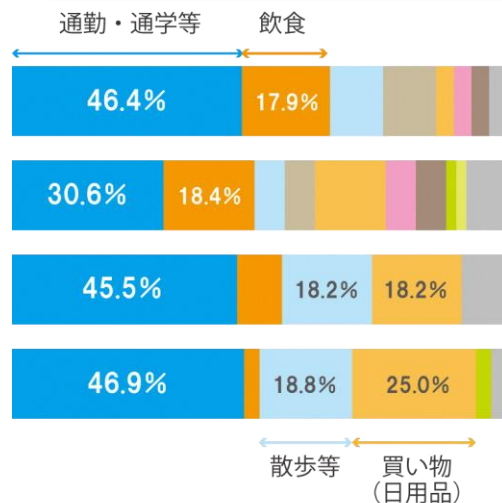


■ 4～5店舗 ■ 6店舗以上 ■ 利用する店舗はない

▲茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケート (H28)

東西軸の利用状況

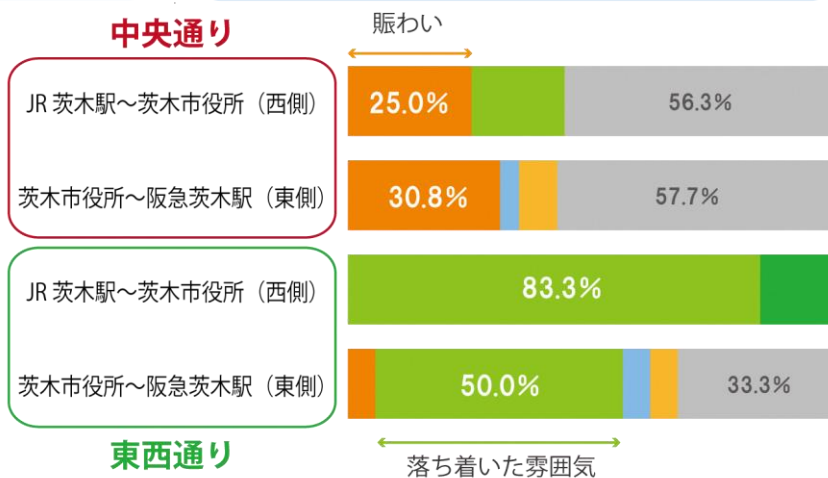
各通りの利用は通勤・通学等の移動が多い。次いで、中央通りは飲食利用、東西通りは日用品の買い物、散歩等が多い



■ 通勤・通学などの目的地へ向かう移動 ■ お店や事務所の経営
 ■ 散歩などの自由な移動 ■ お店や事務所での勤務
 ■ 飲食(店舗での飲食) ■ ジョギングや体操など
 ■ 買い物(日用品) ■ ベンチや軒先などでの滞在
 ■ 買い物(日用品以外) ■ その他

東西軸の印象

中央通りは「お店の賑わいがある」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」という印象



■ お店の立地などによる賑わいがある ■ 落ち着いた雰囲気だ
 ■ 建物やお店の雰囲気が良い ■ 地域活動が活発だ
 ■ 花や緑が多い ■ その他(この中であてはまるイメージはない)

▲東西軸(中央通り・東西通り)の景観形成に関するアンケート調査 (R3)

(2) 東西軸に対するニーズ

ワークショップや社会実験の実施を通して、東西軸に対する様々なニーズが寄せられました。

いばらきストリートデザインワークショップ 2021

将来の東西軸に期待する機能や役割

安全・安心
並んで歩ける

ふらっと
立ち寄れる
お店・場所が
ある

人と人の
コミュニケーション
が生まれる

休憩や
のんびり
できる

景観的に
統一感
がある

多世代の
様子が
“見える”

愛でる空間
がある

様々なシーン
で利用できる
お店がある

自然に“触れる”、
季節を“感じる”
ことができる

いつでも
主役に
なれる



茨木みちクルプロジェクト

メインストリートにおける社会実験 2022

将来の東西軸に期待する利活用や取組内容



店舗による道路空間の利活用は
どんどん増えていってほしい



休憩や滞在ができる空間が生まれ、
道が居場所になってほしい



みちクルの取組みを積み重ねて、
まちの雰囲気を変えていってほしい

歩行者や自転車が安全に通行できる
ように、道路構成を見直してほしい

東西軸の特徴やワークショップ、社会実験の実施を通して把握した東西軸に対するニーズを踏まえ、目指すべき将来像をとりまとめました。また、将来像の実現にあたって、重視する4つの視点を整理しました。

目指すべき将来像

人が主役になり、まちの魅力をつなぐ“次ぐ”2つのメインストリート

市役所、おにクル、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気を出す歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。

将来像を実現する上で重視する4つの視点

視点1

ゆったり並んで
安全・安心に通行できる

視点2

人と人とのコミュニケーション
を楽しめる

視点3

沿道の賑わいや
うらおいが感じられる

視点4

まちなかの個性がつながり
まちに出かけたくなる



4 将来像を実現するためのデザイン指針

(1) 中央通りのデザイン指針

① デザインコンセプト

デザインコンセプト

賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、
まちの賑わいや人々の活動が広がる通り

中央通りは、古くから人々の往来の道として利用され、飲食店やサービス系店舗が多く並び、人々の行き交う姿や沿道建築物の賑わいが身近に感じられる通りです。

そのため、中央通りでは、通りの「人々の活動や交流による賑わい」「お店の賑わい」を活かしながら、誰もが安心して通行できるとともに、賑わいと交流を育み、より親しみやすい空間を目指します。

道路空間では、歩行者と自動車等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した空間を目指します。

沿道空間では、歩きたくなる空間を形成するため、まちに開かれた低層部の設えやオープンスペースの確保等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。

※以下の検討は、今後の交通のあり方等の検討に合わせて行います。

- ・道路空間の再編に関する道路断面の見直し
- ・自転車通行空間の整備形態の選定
- ・沿道土地利用と協調した駐輪施設の配置
- ・荷捌き等のための空間の配置 等



将来像のイメージとデザイン指針のポイント

賑わいがにじみ出す建築物の低層部
やオープンスペース

誰もが安心して通行できる
ゆとりある歩行空間

周辺の景観と調和し、良好なまちなみ
を形成する沿道建築物



2040年頃のイメージ

歩行者と自動車等が共存
できる人中心の道路空間

自然とコミュニケーションや交流
が生まれる休憩空間

賑わいや交流を生み出す
歩道空間

※将来像は現時点のイメージであり、今後の詳細な検討・協議により変更となる可能性があります。

②道路空間のデザイン指針

道路空間の整備に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

- ・歩行者と自動車等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した道路空間を目指します。
- ・歩道空間は温かみを感じられる形態を基本とし、ゆとりある歩行空間と休憩施設の設置、多様な活動・交流を楽しむことができる空間の創出を目指します。
- ・歩道空間と色調を合わせたり、舗装材等による車道空間の高質化を目指します。
- ・歩道の構造は誰もが安心して通行できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、段差が緩和されるフラット式を基本とします。



▲活動や交流を創出している人中心の道路空間の例（神戸市 HP）



▲温かみを感じられる歩道空間の例
（まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
（国土交通省））



▲活動や交流が楽しめる歩道空間の例
（まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
（国土交通省））



▲舗装材により高質化した車道空間の例
（まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
（国土交通省））

歩車共存空間の整備のねらい

歩行者に優先権を与える形で歩行者と自動車等が共存できる空間を整備することで、人々の交流、新たな価値や活動の創出やこどもから高齢者まで誰もが安全に利用することができる空間となります。



▲まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド（国土交通省）の内容を編集

空間構成要素に関する考え方

□歩道舗装

- ・舗装色は、まちの背景となるとともに、多様な色調の沿道建築物と調和し、活気や親しみやすさが感じられる彩度を抑えた色彩を基本とし、明度は 4~7 程度とします。
- ・舗装のデザインは、そぞろ歩きを促すような、動きや変化、テンポのよさが感じられる配置パターンを検討します。ただし、舗装を混色とする場合は、色数を少なくし、明度差 1.5 を上回るコントラストの強い配色は避けることとします。

(舗装の配置パターンの例)



- ・舗装の材質は、歩きやすさやユニバーサルデザインを考慮するとともに、保水・遮熱機能等を有する環境に配慮したものを基本とします。また、良好な景観が維持されるように、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、技術革新による新素材を積極的に検討します。
- ・点字ブロックは、視覚障害者の見え方に配慮し、周囲の路面との輝度比 2.0 程度を確保しつつ、周辺の景観と調和したものを基本とします。

□街路樹

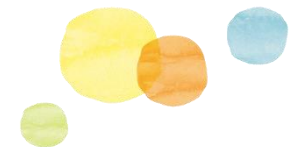
- ・賑わい・交流を図る空間を優先するため、比較的空間が確保できる場所では、スポット的に配置し、まちなみのアクセントや休憩空間等の創出を目指します。



▲まちなみのアクセントとなる街路樹の例
(蒲田東口おいしい道計画 HP)



▲休憩空間を創出するスポット的な街路樹の例 (国土交通省 HP)



□街路灯

- ・まちの賑わいや一体感を演出するため、イベント等に合わせてバナーやフラッグを掲示できるものを基本とします。
- ・支柱の色彩は、周辺の景観と調和する、ダークグレーやダークブラウンを基本とします。
- ・照明は、温かみを感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を基本とします。



▲周辺の景観と調和した街路灯支柱の例



▲温かみを感じられる照明の例 (岡山市 HP)

□その他

- ・道路の付属物(防護柵、標識、その他工作物)は、集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物は、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・良好なまちなみの形成やゆとりある空間を確保するため、無電柱化を推進します。



▲色彩やデザインを統一した道路の付属物の例



▲色彩やデザインを統一した工作物の例 (国土交通省 HP)

色温度について

すべての光源は固有の色味をもっており、それを表す単位として色温度が使われます。色温度は K(ケルビン)で表され、例えば、白熱電球の光(2800K)はオレンジ色であり、満月の光(4000K)は白から青みが掛かっています。

人は色温度の高い光の下では緊張感が増して活動的になり、色温度の低い光の下では安らぎと高級感をおぼえてリラックスをすることが判明しています。

▲大阪光のまちづくり技術指針第2版(光のまちづくり推進委員会)の内容を編集



▲光害対策ガイドライン (改訂版) (環境省)

③沿道空間のデザイン指針

沿道空間の形成に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

■沿道空間

- ・道路空間と一体となって、沿道による賑わいや人々の活動・交流が広がる空間の形成を目指します。
- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、建築物の低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースの確保を誘導します。
- ・茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を形成するため、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。



▲道路空間と一体となった活動や交流が広がる沿道空間の例（多様なニーズに応える道路の事例集（国土交通省））



▲まちに開かれた建築物の低層部の例

空間構成要素に関する考え方

□用途

- ・人の目に触れやすい建築物の低層部は、店舗を中心に、人々の活動や交流による賑わいが感じられる用途を推奨します。
- ・上記以外の用途の場合は、1階部分に休憩できる空間を配置する等、まちの賑わいを途切れさせないような設えを推奨します。

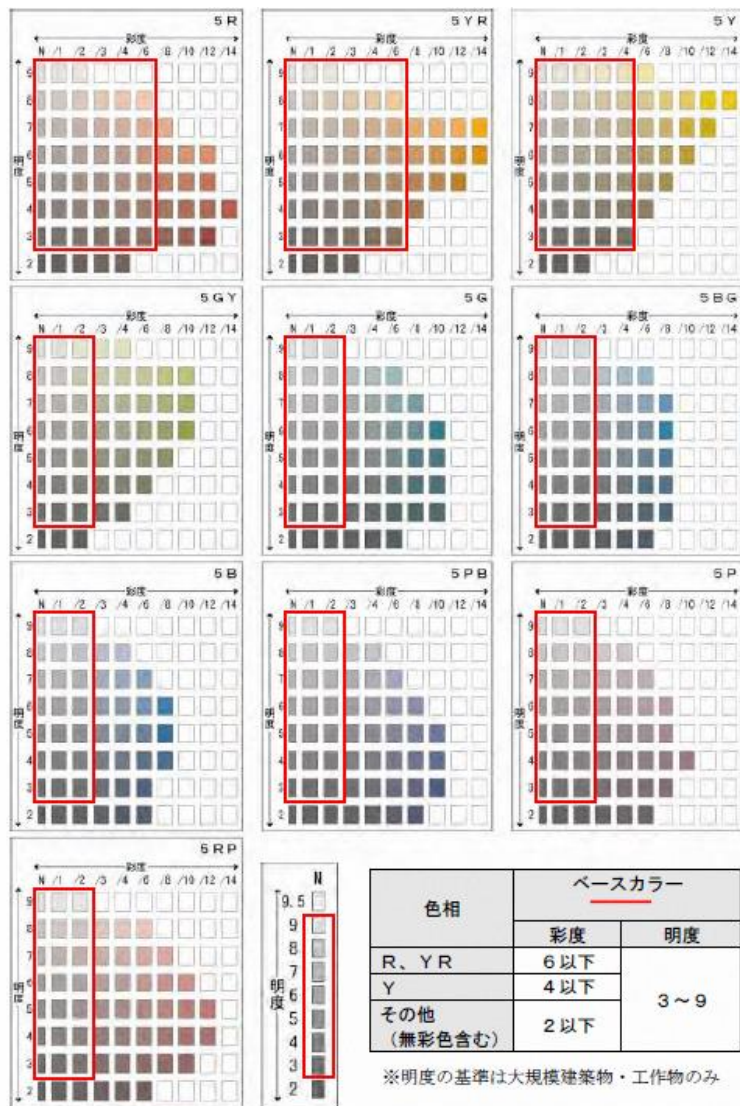


▲賑わいが感じられる用途(店舗)の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
(国土交通省))

□形態・意匠・色彩

- ・沿道建築物は、周辺の景観と調和し、良好なまちなみを形成するため、窓の庇や窓枠のラインを揃える等、全体としてバランスのとれた形態、意匠を誘導します。
- ・中高層建築物等は、圧迫感や単調さを軽減させるため、分節や外壁に変化を付けるように誘導します。
- ・電気・ガス・給水等の外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置へ設置するように誘導します。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とします。
- ・沿道建築物等の色彩は、周辺の景観と調和し、明るく賑わいの感じられるものとします。ベースカラーは次頁の基準に適合させ、基準を超える色は、各立面の1/20以下とします。
- ・駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、原則として通りに面して設置しないように誘導します。

(参考：東西軸における建築物等の色彩基準)



□壁面

- ・商業施設の低層部は、施設内の人の動き・様子が見え、歩道から賑わいのにじみ出しが感じられるように、まちに開かれた設え(開口部の確保、ガラス等透過性のある素材の活用等)を推奨します。
- ・店舗の個性やまちの連続性を創出できるように、ショーウィンドー等の積極的な活用や透過性の高いシャッターの設置を推奨します。
- ・ガラス等の透過性の高い素材を活用する場合は、窓面利用広告物等で覆わず、窓面から見える店内を魅力的に演出することを推奨します。



▲賑わいのにじみ出しが感じられるオープンな設えの例



▲店舗の個性が感じられるショーウィンドーの例

□照明

- ・魅力的な夜間景観の創出のため、開口部から漏れる温かな灯り、壁面や植栽のライトアップ等を推奨します。
- ・温かみや親しみやすさが感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を推奨します。



▲壁面や植栽をライトアップした店舗の例

□セットバック空間

- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりあるまちなみを形成するために、建築物の1階部分は道路境界より原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保するように誘導します。
- ・オープンスペースでは、テラスやカウンター、ベンチ等の設置や植栽の設置等、まちに開かれた設えを推奨します。また、原則として歩道との間に段差を設けないように誘導します。



▲テラス席等を設置したオープンスペースの例



▲カウンター等を設置したオープンスペースの例 (国土交通省 HP)

□緑化

- ・原則として道路側に緑を配置します。
- ・まちを華やかに彩る植栽(草花・樹木)の設置等を推奨します。
- ・建築物では、壁面緑化等を推奨します。
- ・駐車場等の道路に面した部分には、樹木の設置等の緑化を誘導します。



▲まちを華やかに彩る草花の例

□屋外広告物

- ・通りのアクセントとなり、賑わいを演出する屋外広告物を推奨します。
- ・人中心の視点のもと、配置や配列、規模等を整理し、建築物の低層部に集約するように誘導します。
- ・賑わいの連続性を創出するために、隣接する建築物同士で屋外広告物の掲出位置や大きさを揃えることを推奨します。



▲賑わいを演出する広告物の例



▲建築物の低層部に集約した広告物の例

(2) 東西通りのデザイン指針

① デザインコンセプト

デザインコンセプト ▶ 身近にうるおいを感じる良質で落ち着いたデザイン

自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ
自由に過ごせる落ち着いた通り

東西通りは、中央通りに比べて歴史が浅く、連続して街路樹が並んでいます。沿道は、住宅や住商併用建築物が多く、区画が比較的大きい、落ち着いた印象のまちなみを形成しています。

そのため、通りの「緑のうるおい」「落ち着いた雰囲気」を活かしながら、誰もが安心して通行できるとともに、緑に包まれ、行き交う人々がより身近にうるおいを感じ、良質で落ち着いた空間を目指します。

道路空間では、うるおいと落ち着いた雰囲気形成にふさわしい、洗練された空間の形成を目指します。

沿道空間では、積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。

※以下の検討は、今後の交通のあり方等の検討に合わせて行います。

- ・道路空間の再編に関する道路断面の見直し
- ・自転車通行空間の整備形態の選定
- ・沿道土地利用と協調した駐輪施設の配置
- ・荷捌き等のための空間の配置 等



将来像のイメージとデザイン指針のポイント

周辺の景観と調和し、落ち着いたある建築物の低層部

緑によるうろおいが感じられるゆとりあるオープンスペース

誰もが安心して通行できるゆとりある歩行空間



2040年頃のイメージ

様々な人が自由に過ごせる休憩空間

豊かな緑を際立たせつつ、洗練された歩道空間

※将来像は現時点のイメージであり、今後の詳細な検討・協議により変更となる可能性があります。

②道路空間のデザイン指針

道路空間の整備に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

- ・街路樹や沿道空間の植栽等の豊かな緑が際立つように、シンプルな形態を基本としつつ、うるおいと落ち着きある雰囲気形成にふさわしい、洗練された道路空間を目指します。
- ・歩道空間と色調を合わせる等、車道空間の高質化を目指します。
- ・歩道は誰もが安心して通行できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、段差が緩和されるフラット式又はセミフラット式を基本とします。



▲洗練された道路空間の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
(国土交通省))



▲歩道空間と色調を合わせた車道空間の例
(蒲田東口おいしい道計画 HP)

空間構成要素に関する考え方

□歩道舗装

- ・舗装色は、豊かな緑を際立たせつつ、沿道の落ち着いたまちなみと調和し、上質感を演出する色彩を基本とし、明度は4~7程度とします。
- ・舗装のデザインは、落ち着きやゆとりが感じられるような配置パターンを検討します。
- ・舗装の材質は、歩きやすさやユニバーサルデザインを考慮するとともに、保水・遮熱機能等を有する環境に配慮したものを基本とします。また、良好な景観が維持されるように、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、技術革新による新素材を積極的に検討します。
- ・点字ブロックは、視覚障害者の見え方に配慮し、周囲の路面との輝度比 2.0 程度を確保しつつ、周辺の景観と調和したものを基本とします。



▲周辺の景観と調和し、上質感を演出する舗装色の例 (多様なニーズに応える道路の事例集
(国土交通省))



▲落ち着きやゆとりが感じられる舗装デザインの例

□街路樹

- ・歩道空間が緑に包まれ、行き交う人々が自然による癒しが感じられるように、高木の街路樹を連続して配置することを基本とします。
- ・樹木の形は洗練され、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、木漏れ日を感じられる並木道の形成を基本とします。

(自然による癒しを感じられる街路樹の例)



□街路灯

- ・イベント等に合わせてバナーやフラッグを掲示できるものを基本とし、周辺の景観と調和したデザインとします。
- ・支柱の色彩は、周辺の景観と調和する、ダークグレーやダークブラウンを基本とします。
- ・照明は、温かみを感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を基本とします。

□その他

- ・道路の付属物(防護柵、標識、その他工作物)は、集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物は、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・良好なまちなみの形成やゆとりある空間を確保するため、無電柱化を推進します。



▲色彩やデザインを統一した道路の付属物の例



▲色彩やデザインを統一した工作物の例
(国土交通省 HP)



③沿道空間のデザイン指針

沿道空間の形成に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

■沿道空間

- ・道路空間の街路樹と連携し、積極的な緑化やオープンスペースの整備により、身近にうらおいを感じ、良質で落ち着いた空間の形成を目指します。
- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、建築物の低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなかの連続性等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースの確保を誘導します。
- ・茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を形成するため、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。



▲うらおいが感じられる良質で落ち着いたオープンスペースの例



▲まちに開かれた建築物の低層部の例

空間構成要素に関する考え方

□用途

- ・人の目に触れやすい建築物の低層部は、周辺の景観と調和した店舗を中心に、落ち着いた感じが感じられる用途を推奨します。
- ・上記以外の用途の場合は、緑を感じながら休憩できる空間を配置する等、まちなみを途切れさせないような設えを推奨します。



▲落ち着いた感じが感じられる用途(店舗)の例

□形態・意匠・色彩

- ・沿道建築物は、周辺の景観と調和し、良好なまちなみを形成するため、窓の庇や窓枠のラインを揃える等、全体としてバランスのとれた形態、意匠を誘導します。
- ・中高層建築物等では、圧迫感や単調さを軽減させるため、分節や外壁に変化を付けるように誘導します。
- ・電気・ガス・給水等の外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置へ設置するように誘導します。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とします。
- ・沿道建築物等の色彩は、周辺の景観と調和し、落ち着いた感じが感じられるものとします。ベースカラーは基準(p.12)に適合させ、基準を超える色は、各立面の 1/20 以下とします。
- ・駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、原則として通りに面して設置しないように誘導します。

□壁面

- ・商業施設の低層部は、歩きたくなる空間を形成するため、オープンな設え(開口部の確保、ガラス等透過性のある素材の活用等)を推奨します。
- ・店舗やまちの個性が創出できるように、ショーウィンドー等の積極的な活用や透過性の高いシャッターの設置を推奨します。
- ・ガラス等の透過性の高い素材を活用する場合は、窓面利用広告物等で覆わず、窓面から見える店内を魅力的に演出することを推奨します。



▲開口部を確保したオープンな設えの例



▲店舗の個性が感じられるショーウィンドーの例

□照明

- ・魅力的な夜間景観の創出のため、開口部から漏れる温かな灯り、壁面や植栽のライトアップ等を推奨します。
- ・温かみや安らぎが感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を推奨します。



▲壁面や植栽のライトアップの例

□セットバック空間

- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりあるまちなみを形成するために、建築物の1階部分は道路境界より原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保するように誘導します。
- ・オープンスペースは、緑によるうるおいを感じながら佇んで街を眺めたり、休憩したりできるように、植栽等を設置するとともに、軒や庇、日除け、ベンチの設置等を推奨します。また、原則として歩道との間に段差を設けないように誘導します。
- ・ゆとりのあるオープンスペースについては、道路に面して、行き交う人が自由に利用でき、活動や交流、休憩等の場の創出を推奨します。



▲植栽とベンチを設置したオープンスペースの例



▲活動や交流、休憩の場を創出したゆとりあるオープンスペースの例(居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン(国土交通省))

□緑化

- ・原則として道路側に緑を配置します。
- ・道路空間の街路樹と連携し、緑豊かな景観を形成する植栽(草花・樹木)の設置等を推奨します。
- ・建築物では、壁面緑化等を推奨します。
- ・駐車場等の道路に面した部分には、樹木の設置等の緑化を誘導します。

(緑豊かな植栽や壁面緑化等の例)



□屋外広告物

- ・店舗と一体となり、落ち着いた空間を形成する良質なデザインを推奨します。
- ・人中心の視点のもと、配置や配列、規模等を整理し、建築物の低層部に集約するように誘導します。
- ・通りの連続性を創出するために、隣接する建築物同士で屋外広告物の掲出位置や大きさを揃えることを推奨します。



▲建築物と調和し、建築物の良い印象を引き立てた広告物の例



▲建築物の低層部に集約した広告物の例

5

将来像の実現に向けて

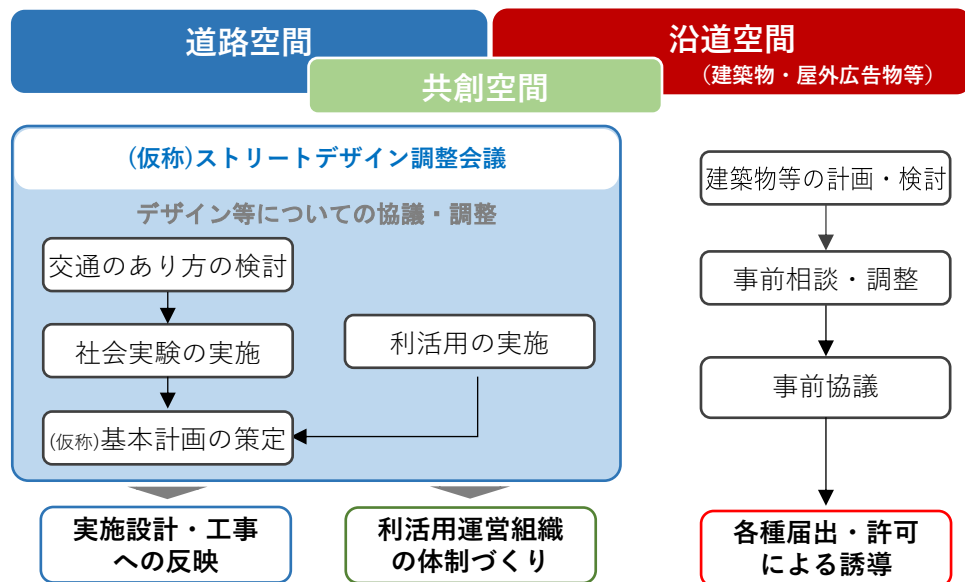
(1) 将来像を実現するための運用体制

メインストリートの将来像の実現には、行政による道路空間の整備、沿道事業者等による共創空間の利活用や沿道空間の形成が必要であり、それらを推進するためには、本ガイドラインの周知を図り、適切に運用していくことが求められます。そのため、行政と沿道事業者等が共通認識のもと連携できるように、以下のとおり、運用体制を整理します。

道路空間については、交通のあり方の検討の段階から「(仮称)ストリートデザイン調整会議」(右記参照)を立ち上げ、沿道事業者等や市民の皆さんの意見等を聴取しながら社会実験の実施や(仮称)基本計画の策定を行い、実施設計・工事へ反映していきます。

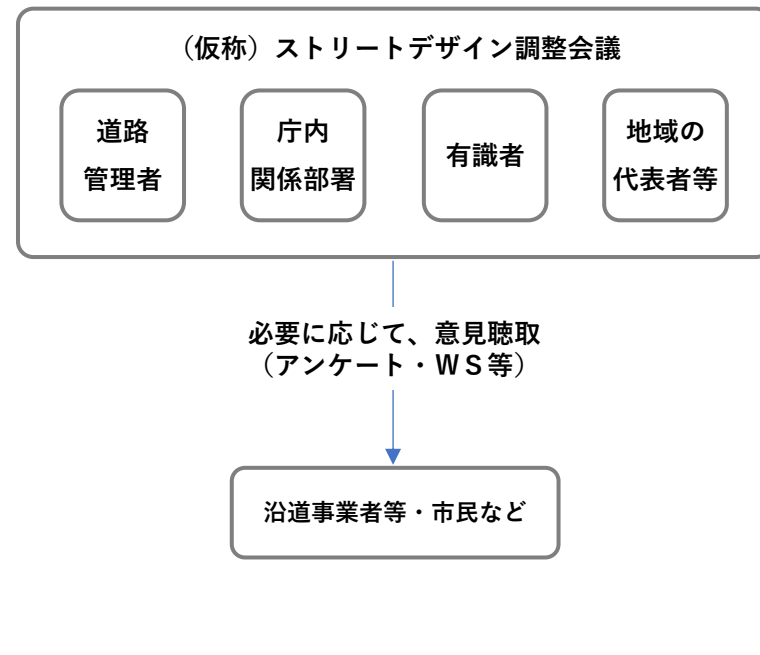
共創空間については、沿道事業者等との意見交換や(仮称)ストリートデザイン調整会議の活用をしながら利活用の実施を支援する等、利活用運営組織の体制づくりに繋げていきます。

沿道空間(建築物や屋外広告物等)については、本ガイドラインと整合した景観条例・屋外広告物条例等に基づく事前協議、各種届出・許可により誘導を図ります。



(仮称)ストリートデザイン調整会議 とは

将来像の実現に向けた道路、共創空間のデザイン等の具体的な協議・調整を行う会議体であり、道路管理者や茨木市の庁内関係部署のほか、有識者や地域の代表者等での構成を想定しています。



※調整会議での協議等を通じ、沿道空間の景観向上の重要性などの啓発を行い、地域主体の景観形成の仕組みづくりに繋げていきます。

(2) ともに創るストリートの実現に向けて

①「人」が主役となり、「人」の活動が景色となるストリートへ

本市の中心市街地では、思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前のように繰り広げられ、豊かさや幸せを実感できる「人」が中心の居心地のよいまちなか形成を目指しています。

東西軸も同様に、本ガイドラインのデザイン指針に沿って行政が整備する、「ハードの魅力」を高めるのはもちろんのこと、共創空間の利活用がなされ、沿道事業者等や市民の皆さんによる様々な活動等が生み出されることを通して、ストリートに「ソフトの魅力」を加えていくことが、茨木らしい個性あるストリートの実現に必要なだと考えています。そのため、東西軸では、沿道事業者等や市民の皆さんと行政とで「ともに創るストリート」を目指します。

②皆さんの「やってみたいこと」を具現化し、活動を広げていく

将来像の実現に向けて、まずは、沿道事業者等や市民の皆さん一人一人が「やってみたいこと」を具現化するなどの小さな変化を起こすことから段階的に活動を広げていくことが大切だと考えています。

これまで、東西軸においてはワークショップを開催し、将来像や実現したい活動を話し合っ、社会実験の実施、検証を重ねてきました。また、東西軸周辺では思い思いに活動できる育てる広場「IBALAB@広場」の活用に加え、おにクルや元茨木川緑地の拠点整備等も進み、まさに「やってみたいこと」ができる場所が、どんどん生まれていこうとしています。

これらを活かして、引き続き、ワークショップや意見交換の場などの小さな変化を起こすきっかけを設けるとともに、沿道事業者等や市民の皆さんの「やってみたいこと」の具現化や活動の広がりを後押ししていきます。

(これまでの活動)



←過去のワークショップの様子

みんなで勉強したり意見交換したりすることで
まちのイメージがふくらむね!



過去の社会実験の様子→



東西軸ではどんな活動がマッチするかな?



③ 小さな変化からのステップアップイメージ

沿道事業者等や市民の皆さんが「やってみたいこと」を行政が支援していきます。
 実験的に小さな変化を繰り返し、仲間や活動を繋いでいながら、ともに将来像の実現を目指しましょう。

沿道事業者等や市民の皆さんは、
 それぞれの興味関心事から小さな変化を起こし、
 繰り返すことで、仲間や活動を広げていきましょう。



④ 小さな変化を起こす具体的な取組アイデア

共創空間を利活用することで、多くの方に見ていただき、実感を持って認知されたり、共感できる仲間を増やしたりといった効用があります。下記の取組みを参考にイメージしながら、敷地内や軒先等から、ストリートを魅力的にする小さな変化を生み出していきます。

“ストリート”を使いこなし、楽しめる場に！

<一人で、お店で、仲間>

<通りで、行政と協力して>

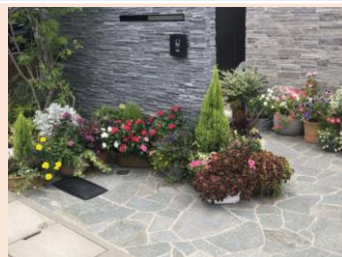
まずは軒先や、敷地の中から



バナーで
一体感を演出する



のれんで店舗の個性
を創出する



草花で軒先を華やかに
演出する

滞在できる場づくり



通りにパークレットを設置して、
休憩や滞在できる空間を創出する



通りにテラス席を設置して、
賑わいや交流を生み出す

一息つく、会話が生まれる場所づくり



軒先にひとやすみできる
休憩場所を設ける



軒先で滞在や交流、イベント
スペースを創出する



軒先に商品を並べて、
歩行者を引きつける

緑を通じた場づくり



通りの花壇を団体等でお世話して、
歩行者に憩いを提供する



店舗等の管理で通りに緑を設置して、
歩行者に憩いを提供する

行きたくなる/遊びたくなる場づくり



歩行者が楽しめる季節感を
創出する（クリスマス等）



まちなかの店舗を楽しめるイベント
を開催する（まちなかバル等）



まちなかを回遊するイベントを
開催する（スタンプラリー等）

道路等を使った場づくり（イベント等）



子どもたちの遊び場として、歩行者
空間化したイベントを開催する



行きたくなる場づくりとして、歩道で
イベントを開催する

(3) 支援メニュー

沿道空間の形成や共創空間の利活用に向けた行政の取組みや制度等について紹介します。また、今後、新たな制度の導入についても検討します。

■本市の支援制度

まちづくりアドバイザーの派遣制度

市民による自主的、主体的なまちづくり活動を行う団体に対して、都市計画やまちづくりの専門家等を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣制度」により、まちづくり活動を支援しています。

茨木市提案型公益支援事業(自由テーマ型事業)

様々な地域課題の解決と市民公益活動団体等と行政との協働体制を構築するため、「茨木市提案型公益活動支援事業補助要綱」に基づき、市民公益活動団体等の自由な発想による自主的・自発的に行う公益活動に対して、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額(上限額まで)を補助しています。

民有地緑化事業

緑あふれる魅力あるまちづくりを進めるため、「茨木市民有地緑化事業補助要綱」に基づき、民有地での緑化について、その費用の一部を補助しています。



■今後、導入を検討する取組み・制度

まちなかウォークラブル推進事業

国土交通省では、車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市や民間事業者等が実施する取組みを重点的・一体的に支援する「まちなかウォークラブル推進事業」を創設しました。

東西軸においても、この事業を積極的な活用を検討し、官民連携のもとで「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進します。

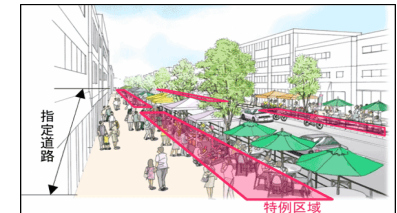


▲国土交通省 HP

歩行者利便増進道路 (通称：ほこみち)

歩行者利便増進道路は、「賑わいのある道路の構築」のための制度で、道路を歩行者が安全かつ円滑に通行できるとともに、通行以外の目的にも柔軟に利活用しやすくするために指定するもので、歩行者の利便増進を図る区間(特例区域)では、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。

茨木市では、道路空間の利活用を促進するため、ほこみち制度の活用について検討します。



▲国土交通省 HP

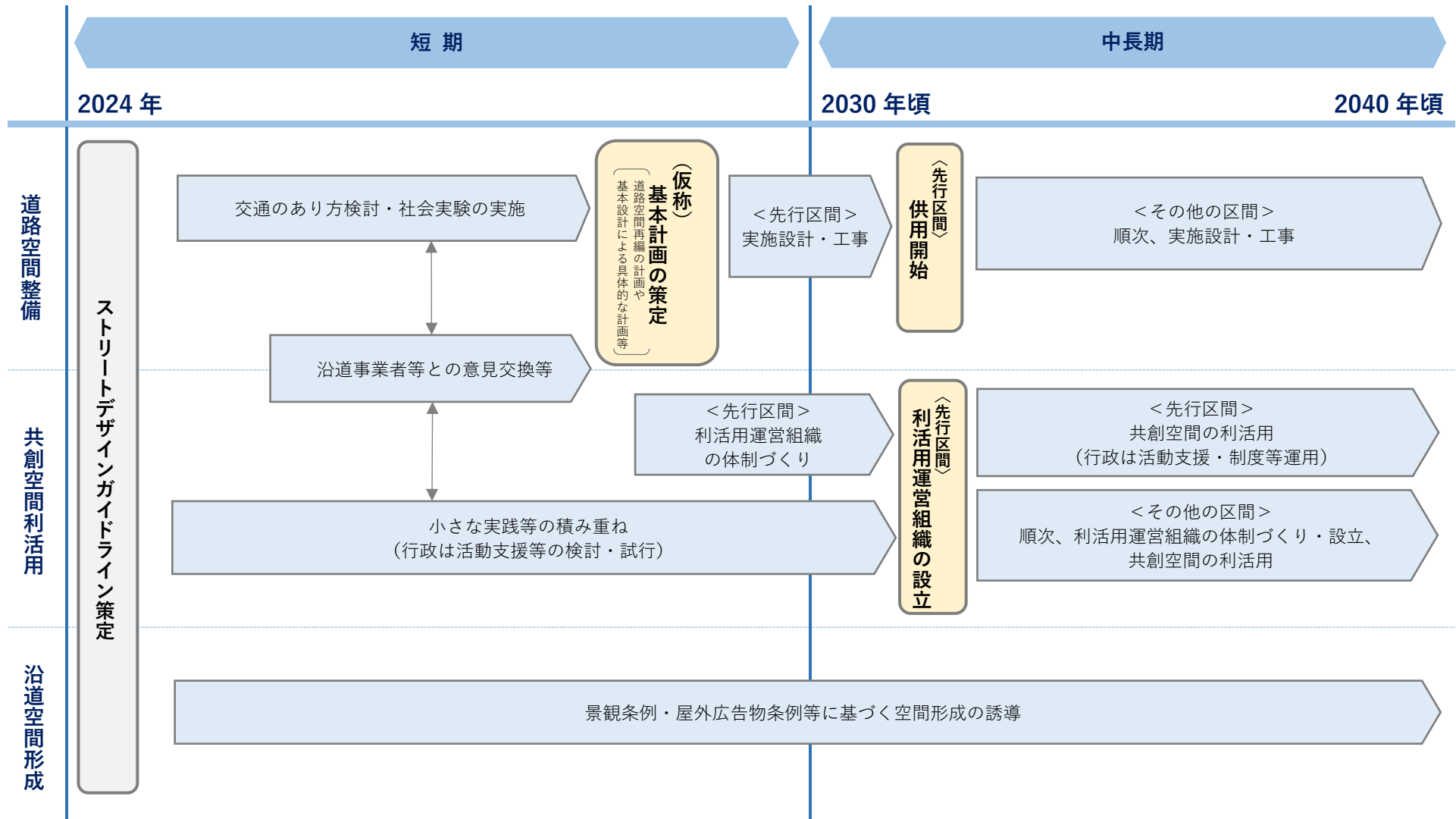
共創空間利活用の支援 (助成制度等)

賑わいの創出につながる沿道空間のオープン化等に対する助成制度について検討します。

また、道路等の公共的空間を利活用する場合、市の担当部署や警察との協議や各種申請・手続きが必要となるため、沿道事業者等や市民の皆さんが協議や各種申請・手続きが円滑に行えるように、環境の整備を検討します。

(4) 実現に向けたロードマップ

本ガイドラインに沿って、短期には、一部先行区間における道路空間の整備に向けた取組みを進めます。また、沿道空間では建築物の建て替え等に合わせて魅力的な空間形成の誘導を図るとともに、共創空間では沿道事業者等と一緒に小さな実践等を積み重ねる等利活用に向けての機運醸成に取り組んでいきます。中長期には、道路空間の整備を進めるとともに、沿道空間の形成や共創空間の利活用を東西軸全体に広げていき、本ガイドラインに示した将来像の具現化を目指していきます。



※本ガイドラインは、今後の取組みに合わせて、必要に応じて適宜、更新します。



茨木市東西軸
ストリートデザインガイドライン(案)

茨木市 都市整備部 都市政策課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
電話：072 (620) 1660
メール：toshi@city.ibaraki.lg.jp